

知的財産専門職大学院認証評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

令和5年4月

大阪工業大学大学院知的財産研究科

知的財産専攻



## 目 次

序章	3
本章	4
1 使命・目的	4
2 教育課程・学修成果、学生	10
3 教員・教員組織	30
4 専門職大学院の運営と改善・向上	38
終章	46

## 序 章

### (1) 当該大学院の方向性・考え方・特徴等について

**(知的財産専門職大学院に課せられた使命を果たすことへの考え・取組み、前回の認証評価以降に特に注力したこと、自己点検・評価の結果に基づく改善の体制・取組みなど)**

2002 年秋に知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）が成立し、知的財産の創造、保護、活用を推進するための国、地方公共団体、大学等および事業者の責務が明示された。

知的財産基本法においては、大学は国と協力しつつ、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に貢献することが求められている。具体的には、第 22 条において、「国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする」としている。

大阪工業大学大学院知的財産研究科（以下、本研究科という）は、こうした社会的な要請を受けて、知的財産の高度専門人材を育成するという目的のもと、2005 年 4 月に開学し、現在に至っている。

本研究科は、2008 年度（平成 20 年度）に外部認証評価委員会による認証評価を受審した結果、すべての項目について専門職大学院としての評価基準を充足しているものと評価された。その後、2013 年度（平成 25 年度）及び 2018 年度（平成 30 年度）の認証評価においても同様の評価を得た。

その後、2021 年度には「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を作成してカリキュラムの体系化を目指した改善に取り組んできたところであるが、このたび、改めて学校教育法第 109 条第 3 項に規定する大学院認証評価の申請を行うこととなった機会を利用して、本大学院の姿を客観的に点検・評価し、「評価の視点」である「1 使命・目的、2 教育課程・学習成果、3 教員・教員組織、4 大学院の運営と改善・向上」について、研究科に設置した自己評価・IR 委員会での検討を通じて、更なる改善に繋げて行くことで、本大学院の発展に繋げて行きたいと考えている。

大阪工業大学大学院知的財産研究科  
研究科長 杉浦 淳

## 本章

### 1 使命・目的

・項目：目的の設定

評価の視点	
1-1	知的財産専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

#### <現状の説明>

##### 1 本研究科設置の「固有の目的」

大阪工業大学大学院知的財産研究科（以下「本研究科」と言う）の「固有の目的」は、以下の通り、学則において明確に設定されている。

まず大阪工業大学大学院学則第1条2項においては、専門職大学院である本研究科を念頭に置いて、通常の大学院と区別する形で「専門職大学院は、学術の理論およびその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする」旨が規定され、専門職大学院としての本研究科の一般的な目的を明確にしている。

そして、これに加えて同学則第3条5項において、本研究科の目的および本研究科の教育研究上の目的として、「知的財産研究科は、専門職課程として、イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成しようとするものである」旨を規定することにより、本研究科の目的をより具体的かつ詳細に規定している。

これらの規定により、本研究科の「固有の目的」は「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成すること」であることが学則において明確にされている。

##### 2 「知的財産基本法」及び「専門職学位課程の目的」との整合性

本研究科の上記の「固有の目的」は、以下の通り、知的財産基本法の趣旨を踏まえ、かつ、専門職学位課程の目的に適ったものである。

知的財産基本法第7条においては、「大学等はその活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることに鑑み、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする」とあり、また、同法第21条においては「国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする」と規定され、さらに同22条においては、「国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。」と定められている。

また、専門職大学院設置基準（平成15年3月31日文部科学省令第16号）第2条1項において、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定められている。

このように、知的財産基本法においては、知的財産に関する教育や人材育成が謳われており、専門職大学院設置基準においては高度専門人材の育成が謳われている。

本研究科は、上述したとおり、本学大学院学則において「固有の目的」を「イノベーシ

ョンを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成すること」と定めているが、その内容は、知的財産基本法の上記の規定の趣旨を踏まえ、かつ専門職大学院設置基準の規定による専門職学位課程の目的に適ったものである。

### 3 本研究科の「固有の目的」の特色

本研究科の固有の目的の第一の特色は、知的財産は学際的で多面的なものであるとの認識に基づいて、育成しようとする知的財産専門人材が備えるべき知識・能力を、法律的観点、実務的／技術的な観点、国際的な観点、ビジネス的な観点という4つの観点から幅広く捉えている点である。

具体的には、養成しようとする人材が「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能」を備えるべきことを掲げることにより、イノベーションや技術の商業化の支援のために知財の法律や制度を現実の場に適用できる人材の育成を目指している。また、「法律的素養」を掲げることにより、そうした人材は、当然の前提として知的財産法を含む法律の基本的な知識を有していなければならないことを明確にしている。また「国際的な視野」を掲げることにより、目標とする人材が、グローバルな視点を持ち、知的財産を国際競争の場で展開できるような人材であるべきであることを明らかにしている。さらには、「ビジネス感覚」を掲げることにより、目標とする人材が知的財産をビジネスのツールとして戦略的に活用できるような人材であることを明確にしている。

そして、後述のように、知的財産に関するこの4つの観点を教育課程表における主要4領域に対応させている。

このように、養成すべき知的財産に係る高度専門職業人が身に付けるべき知識・能力を広く定義している点が、本研究科の固有の目的の第一の特色である。

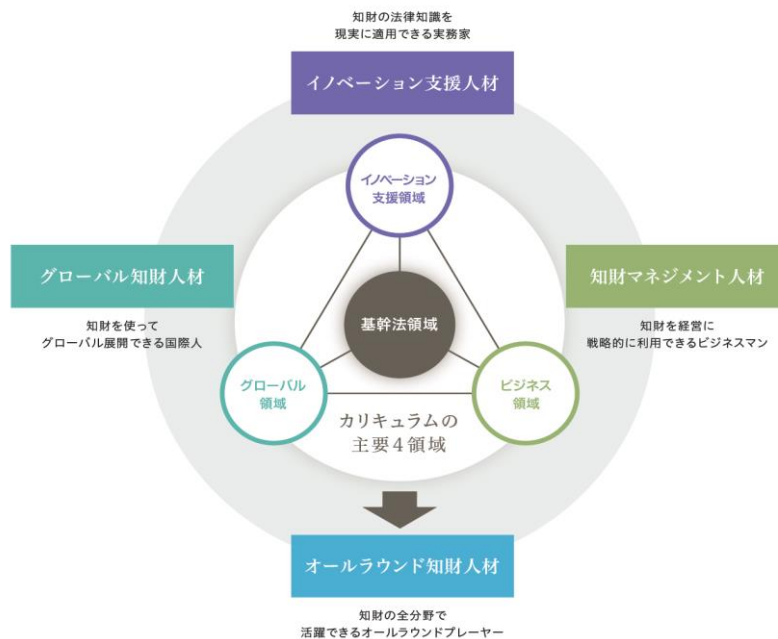
なお、知的財産は極めて専門的でありながら学際的であるため、専門的で深い知識を必要とする一方で多岐にわたる知識や能力も必要とする。そのため2年間の在学期間にこれらの4つの観点の知識や能力のすべてを100%の高水準で獲得することは現実的ではないことから、履修計画を立てる際にはまず自分が得意な、または関心が高い領域から勉強を開始して徐々に領域を広げるとともに、卒業後も職業人生の過程で自己成長を図るよう指導している。

そして、こうしたダイナミックな自己成長に対するガイダンスを分かり易く示すために、「イノベーション支援人材」、「グローバル知財人材」、「知財マネジメント人材」という3つ（そして完成形の「オールラウンド人材」を入れると4つ）の人材像を設定して、教育課程表の編成と履修指導などを行っている。

本研究科の固有の目的の第二の特色は、養成すべき人材像を設定するときに「専門職業人」を念頭に置いている点である。この点は、専門職大学院である以上当然のことではあるが、本学の建学の精神が専門職業人の育成を目標に置いていることの反映でもある。

また、専門職業人の養成を目標に掲げる以上、固有の目的は、卒業した人材を受け入れる産業界のニーズに基づいたものであるべきとの考え方に基づき、大企業・中小企業、特許事務所などの産業界の意見を反映したものとしている。こうした意見の反映の結果、法律的観点、実務的／技術的な観点、国際的な観点、ビジネス的な観点という4つの観点の知識・能力を備える人材を育成することを固有の目的に掲げるに至っている。

更には、本研究科の固有の目的は、知的財産分野の高度専門職の代表例としての弁理士になるための国家試験を受験しようとする者も想定した内容になっているとともに、後述のように教育課程の編成においては弁理士試験の一部免除制度の適用を可能とする科目も設置している。



**【根拠・参考資料】**

- ・資料：大阪工業大学ホームページ 大阪工業大学大学院学則掲載欄  
([http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule\\_gradoito.html](http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule_gradoito.html))
- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 117 以降 大阪工業大学大学院学則)
- ・資料 1-2：2023 年度大学院学生募集要項
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット

・項目：中・長期ビジョン、方策

評価の視点	
1-2	当該専門職大学院の目的の実現に向けて、中・長期ビジョンを策定し、それに係る資源配分、組織能力、価値創造等を方向付ける具体的方策を作成していること。また、それを実行していること。

**<現状の説明>**

本研究科においては、以下の通り、固有の目的を実現するためのビジョンとして各年度の活動方針である「知的財産専門職大学院研究科長方針」を作成することに加え、2021 年度には、知的財産学を学ぶ者に対する教育課程を編成する際の基準を提供するための「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を作成している。

**I 「2022 年度知的財産専門職大学院研究科長方針」**

年度初めにおいて研究科長が固有の目的に基づき「知的財産専門職大学院研究科長方針」を策定し、所属教員及び職員により構成される各種委員会（企画委員会、教務委員会、入試委員会、広報（HP）委員会、就職委員会、研究委員会、国際交流委員会、自己評価・IR委員会）等を通じてその運営方針に沿った活動を研究科全体として実施している。

上記「知的財産専門職大学院研究科長方針」は、4 月に開催する第 1 回目の研究科委員

会（本研究科所属の全教員が出席）において議論・周知するとともに、第1回目の合同連絡会議（本研究科の全教員と学部教員の全員が出席）においても知的財産学部・大学院知的財産研究科所属の全教員に周知している。

#### 【2022年度 知的財産専門職大学院研究科長方針】

##### 1 基本方針（目標）

- (1) 「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野及びビジネス感覚をもった高度な専門職業人」をできるだけ数多く養成し、社会とりわけ産業界に送り出す。
- (2) 研究支援・社会連携センターと連携しつつ、本学で生まれた知的財産についての法的保護及び事業的活用を支援、スタートアップ教育支援の充実などを通じて、本学の研究活動を支援する。

##### 2 主要課題（目標を達成するための課題）

- (1) 産業界が求める「幅広い専門性」を備えた知財人材を育成できる教育課程と学修環境を実現すること。
- (2) 就職活動において、知財分野の専門家を必要としている中堅・大企業と本研究科の修了生との適切なマッチングが図られるようにすること。
- (3) 知財分野に関心を持つ入学者を数多く確保するとともに、修了者を知財人材として産業界に受け入れてもらいやすくするために、知財分野の専門家の人材供給源としての本研究科の知名度を国内外において高めること。
- (4) 学園における知的財産の創出・出願・管理・活用（技術移転）に関する業務および産学連携戦略に関する業務を任務とする「研究支援・社会連携センター」と知財研究科・知財学部とが、適切に連携すること。

##### 3 主要課題に対する具体的な施策・指標（課題を達成するための戦略）

- (1) 教育課程・授業内容や学修環境を改善する。具体的には、知財専門家として学生に修得させるべき知識・能力を定義した「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」に基づき、学部と院の役割分担を明確化しつつ、科目の整理統合や新規開設など、教育課程のより一層の充実を図るとともに、科目間及び科目領域内において授業内容の整理を行う。また、ハイブリッド授業が主体となっているため、オンライン授業などの改善を図る。  
【教務委員が主体となって実施する。授業担当教員は教務委員の要請に積極的に協力する。語学系 科目・国際研究科目・海外留学等については国際交流委員会が積極的に協力する。】
- (2) 学生の就職活動を組織的に支援する。具体的には、研究科独自の就職活動支援説明会、WEB テスト準備講座、履歴書・ES の組織的チェック、業界企業研究会、模擬面接等を開催し、就職における知財職比率及び中堅・大企業比率を維持向上する。【就職委員は研究科の学生全体に対し就職活動の支援をする。ゼミ担当教員は担当学生の就活指導をするほか、就職委員の活動に係る要請に積極的に協力する。】
- (3) 潜在的な入学者に対し、また修了者を受入れる産業界に対し、本研究科の教育内容の広報を行う。具体的には、学内進学説明会、外部入学者向け大学院説明会、企業の人事担当者・知財担当者向け大学院説明会を開催するとともに、HP やパンフレット等の宣伝媒体の内容を改善する。【入試広報委員が主体となっていく。就職委員と産学官連携委員は入試広報委員の求めに応じて 企業に対する広報活動に協力する。国際交流委員は海外からの正規入学生の獲得のための広報を行う。】
- (4) 研究支援・社会連携センターと連携しつつ、学内向け知財実務セミナーの実施、スタートアップ教育支援の充実、本学発の発明についての法的・事業的評価、先行技術調査、特許出願作成などの支援を行う。【産学官連携委員が主体となっていく。】



#### 4 2022年度に実施する事業・TOPICS等

##### (1)教育課程の更なる改善(3(1)の事業の実施)

「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を活用した大学院教育の充実等

##### (2)就職活動の組織的支援(3(2)の事業の実施)

業界企業研究会の実施と院生の参加及び利用の促進等

##### (3)大学院入学者の確保(3(3)の事業の実施)

学部との連携による学内説明会及び対外向け説明会を引き続き実施し、早期進学者・4年生進学者及び社会人入学者を確保する。

##### (4)産学連携の支援(3(4)の事業の実施)

産学連携・スタートアップ支援に向けた知的財産活用実践セミナーの開催等

##### (5)入学者確保に向けたアンケート等の実施

在学生・卒業生及び企業に向けての本研究科の志望理由や教育課程等に関するヒアリングおよびアンケートを行い、入学者確保のための対応策の策定に供する。

## II 「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」

2002年に知的財産戦略大綱や知的財産基本法等において知的財産の専門家を育成することが提唱されてから、20年を迎えることを契機として「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を2021年度に作成した。

この参照基準は、大学及び大学院において知的財産学を学ぶ者に対する教育課程を編成する際の基準を提供するものであり、法律、実務、グローバル、ビジネスなどの視点から多面的に知的財産を理解することができる「幅広い専門性」を備え、技術的・非技術的な革新(イノベーション)の促進と経済・社会の発展に貢献することができる知的財産専門人材を育成することを目的とするものである。

教育課程を編成する際に、この参照基準に基づき編成を行うことにより、学部と院の役割分担を明確化しつつ、科目の整理統合や新規開設など、教育課程のより一層の充実を図るとともに、科目間及び科目領域内において授業内容の整理を行うこととした。

### 【「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」のポイント】

1. 知的財産学における「知的財産」の定義について、「社会にとって経済的、精神的又は文化的価値を有する情報」と広く定義した。知的財産基本法における知的財産の定義は、①知的創作物(発明・意匠・著作物等)、②営業標識(商標等)、③有用事業情報(営業秘密・データ等)の3つに限定されているのに対し、それ以外のものも含みうる、より広い定義を採用した。(第2章)

2. 知的財産学における「知的財産制度」の定義について、「知的財産の社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する仕組み」と定義し、その仕組みには、①法律的仕組みだけでなく、②経済的仕組みが含まれるものとした。(第2章、第3章)

3. 「知的財産学」の定義について、上記1、2を踏まえて、「法律・経済・技術・文化・国際などの多様な観点から、社会にとっての知的財産の価値を考察するとともに、その社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する法律的及び経済的な仕組みについて考察する学問」とした。考察のための方法論として、法学、経営学、自然科学、語学など他の学問分野の知識が必要となるため、学際的な性格を持つが、直接の考察対象は知的財産の価値や知的財産制度そのもの(他の制度等との関係を含む)であり、知的財産の視点から世界を見る学問である。(第2章、第3章、第4章I)

4. 知的財産学を学ぶ学生が身に付けることを目指すべき基本的素養として、下記の8項目を掲げた。(第4章I) ①知的財産の社会的価値に対する理解と知的財産を尊重する倫理観 ②知的財産の利益を享受するための法律的な仕組みに関する理解 ③知的財産の利益

を享受するための経済的な仕組みに関する理解 ④知的財産に関する契約及び契約交渉に必要な知識とスキル ⑤知的財産の内容理解に必要なスキル ⑥知的財産に関する情報の検索と分析のスキル ⑦知的財産に関する語学スキル ⑧経済社会の動向や他の制度等と知的財産との関係についての理解

5. 知的財産学で学べるジェネリック・スキルとして、①社会的利益と私的利益のバランス感覚、②論理的な思考力と合目的な実践力、③複眼的なものの見方の3項目を掲げた。(第4章Ⅱ)

6. 知的財産学の専門教育の基礎となる教養教育について、法学、経済学・経営学、自然科学、語学の4つを掲げた。(第6章2)

7. 教養教育としての知的財産学について、①知財創出人材に対する知財教育、②知財の利用人材に対する知財教育、③一般人に対する知財教育、④初等・中等教育における知財教育の4つに分けて記載した。(第6章3)

### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-4：2022 年度知的財産専門職大学院研究科長方針
- ・資料 1-5：「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」のポイント
- ・資料 1-6：知的財産学における教育課程編成上の参照基準

### 【大項目 1 の現状に対する点検・評価】

#### (1) 長所と問題点

本研究科では、「知的財産専門職大学院研究科長方針」を策定し、所属教員及び職員により構成される各種委員会（企画委員会、教務委員会、入試委員会、広報（HP）委員会、就職委員会、研究委員会、国際交流委員会、自己評価・IR 委員会）等を通じてその運営方針に沿った活動を研究科全体として実施している。そして、2021 年度には、大学及び大学院において知的財産学を学ぶ者に対する教育課程を編成する際の基準を提供する「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を作成した。本基準を用いて教育課程の編成を行うことにより、本学大学院学則において定められた「固有の目的」に即して、科目の整理統合や新規開設など、教育課程のより一層の充実を図るとともに、科目間及び科目領域内において授業内容の整理を体系的かつ持続的に行うことができる。

一方、運営方針の作成や教育課程の改善にあたっては、学生の要望や産業界の意見に応じて不断の改善を進める必要がある。

#### (2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

授業アンケートや院生懇談会、教育課程連携協議会を通じて、大学院の運営や教育課程の改善に関する学生の要望や産業界からの意見の把握に努め、その改善につなげていく。

「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」に基づいてカリキュラムの改善に取り組むとともに、教育課程連携協議会に、カリキュラムの改善事項と各年次の「知的財産専門職大学院研究科長方針」を提示し、併せて本研究科運営の改善に向けての意見取りを行い、自己点検・IR 委員会での検討を踏まえて、研究科委員会での審議を経て、改善を進めることとする。

## 2 教育課程・学習成果、学生

・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	
2-1	知的財産専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。

<現状の説明>

### 評価の視点 2-1

#### 学位授与方針について

本研究科のディプロマポリシーは、以下のとおりに明文化されており、その内容は、大学院便覧、本学のホームページ、大学院パンフレットなどにより学生に周知されている。

「『イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成する』との教育目標に即して、専門職学位課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、授業や研究活動を通じて、下記に掲げる能力の到達状況を総合的に見て高度な専門職業人にふさわしいと判断できる学生に対して修了を認定し、知的財産修士（専門職）の学位を授与する。

- 1 知的財産の保護と活用に関する実務知識をイノベーションに適用することができる。
- 2 知的財産に関する法律知識を知的財産の保護と活用に関する業務に適用することができる。
- 3 国際的な知的財産に関する知識をグローバルな企業活動に適用することができる。
- 4 知的財産のビジネス利用に関する知識を知的財産マネジメントの業務に適用することができる。」

なお、各授業科目の単位認定は、大学院学則に定める評価基準に則り、科目に応じた評価方法（シラバスに記載）により行うほか、論文の審査・合格を要件とした科目においては、本研究科が定める特別研究論文審査基準に従って審査を行い、単位を認定する。

最終的な学位授与の認定は、上記の修了要件を満たした者に対し、知的財産研究科委員会の議を経て、学長が行うものとしている。具体的な学位の授与手続については、大阪工業大学学位規定に定めるとともに、概要を大学院便覧および本学知的財産専門職大学院ホームページに掲載しているほか、履修ガイダンスを通じて学生に周知している。

#### 教育課程の編成・実施方針について

本研究科では、知的財産学の教育課程を編成する際の参考とすることを目的として知的財産学における教育課程編成上の参照基準を作成している。この参照基準では、ディプロマポリシーにおいて掲げられた能力を、知的財産学を学ぶ学生が身に付けることを目指すべき基本的素養としてより具体的に定義している。これを受けた本研究科のカリキュラムポリシーは、以下のとおりに明文化されており、その内容は、大学院便覧、本学のホームページ、大学院パンフレットなどにより学生に周知されている。

「『イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成す

ること』との教育目標を実現するために教育課程を体系的に編成する。具体的には、教育課程に次の領域を設定する。

- 1) 主として知的財産に関する法律の教育に重点をおく領域（基幹法領域）
- 2) イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識や技能に関する教育に重点をおく領域（イノベーション支援領域）
- 3) 国際的な知的財産の保護と活用に関する教育に重点を置く領域（グローバル領域）
- 4) 主として知的財産のビジネスへの利用に関する教育に重点を置く領域（ビジネス領域）
- 5) 上記 1)～4) の複数の領域にわたる総合的な教育に重点をおく領域（分野横断領域）
- 6) 知的財産に関する問題を調査・研究する領域（研究領域）

あわせて、それぞれの領域および科目の特性に応じた適切な教員配置と教授法を提供するとともに、専門職業人となることをめざす多様な背景を持つ学生とその修学目的に応じた柔軟な履修を可能とする時間割編成や、自習的学習環境の施設・設備の充実により、一層の教育効果をあげるものとする。」

### 【根拠・参考資料】

#### 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針

- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教育方針の欄  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/policy.html>)
- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 31 ディプロマポリシー/学位授与の方針)
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット (P. 20 教育方針)
- ・資料 2-1：特別研究論文審査基準
- ・資料 1-6：知的財産学における教育課程編成上の参照基準

#### 大阪工業大学学位規定

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 120 大阪工業大学学位規定)

- ・項目：教育課程の設計と授業科目

評価の視点	
2-2	<p>基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につながるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。</p> <p>(1) 企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な専門知識（知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R &amp; D マネジメント、経営・事業戦略等）に加え、論理的思考力、分析力、表現力、交渉力を修得させる観点から教育課程を編成していること。</p> <p>(2) 知的財産分野の専門職業人としての高い職業倫理観の涵養を図るとともに、グローバルな視野を身に付け、データサイエンス等の最先端の技術を用いた革新的なビジネスに関する知識、インターンシップ等の機会を通じた実務技能の修得に配慮した教育課程を編成していること。</p>
2-3	<p>遠隔教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。</p>
2-4	<p>授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。</p>

## ＜現状の説明＞

### 評価の視点 2-2

本研究科では、評価の視点 2-1 で示したディプロマポリシーを踏まえたカリキュラムポリシーに基づき、理論と実務の架橋である点に留意しつつ、教育課程を体系的に編成している。

その教育課程は、主要科目領域である「基幹法領域」「イノベーション支援領域」「ビジネス領域」「グローバル領域」と「分野横断領域」「研究領域」から構成される。「基幹法領域」に属する科目は「知的財産法基礎科目」「知的財産法応用科目」「一般法科目」の科目群に分けられる。「イノベーション支援領域」に属する科目は「知的財産法実務科目」「知的財産保護実務科目」「知的財産活用実務科目」「情報検索科目」「特定技術分野実務科目」「技術系科目」の科目群に分けられる。「ビジネス領域」に属する科目は「知的資産経営科目」「知的財産管理科目」「契約・交渉科目」「技術標準科目」「ブランドデザイン科目」の科目群に分けられる。「グローバル領域」に属する科目は「知的財産関連条約科目」「外国知的財産法科目」「国際知的財産活用科目」「国際法一般科目」「語学系科目」「国際研究科目」の科目群に分けられる。

これらの領域及び科目群は、知的財産学における教育課程編成上の参照基準に基づいて構成されており、知的財産学における基本的素養はもとより、社会的利益と私的利益のバランス感覚、論理的な思考力と合目的な実践力、複眼的なもの見方といったジェネリックスキルの涵養も視野に入れた構成となっている。特に「研究領域」に属する科目は、論理的思考力、分析力、表現力の伸長を促すものであり、「ビジネス領域」における「契約・交渉科目」の科目群は交渉力の鍛錬に資するものである。

各科目には、1年次の履修を推奨するもの、2年次の履修を推奨するもの、いずれの年次であっても履修を推奨するもののいずれに該当するかが示されるが、異なる年次での履修を禁止するものではない。また、すべての領域から所定の単位数以上の単位を取得することを修了要件の1つとすることによってバランスの取れた修学を促すとともに、個人の関心や問題意識に基づく科目の履修を可能にする余地を残している。あわせて「研究領域」に属する科目の一部を必修科目とし、その成果を特別研究論文にまとめたうえで発表し、論文審査に合格することを修了要件としている。

また、その際、評価の視点 2-2 に掲げられた事項を踏まえて教育課程を体系的に編成している。具体的には、下記のとおりである。

評価の視点 2-2 の(1)については、教育課程において「基幹法領域」「イノベーション支援領域」「ビジネス領域」を設定することにより対応している。(カリキュラムポリシーの1)2)4)を参照。)

「基幹法領域」とは、知的財産法を中心とした法律的素養（リーガルセンス）を身につける科目領域である。知的財産は法律で保護されることによって財産的な価値を持つものであり、法律を理解することが基本となることから、知的財産分野の業務のために必要な知的財産法を中心とした法律の素養を身に付ける領域を設定している。

また、「イノベーション支援領域」は、イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する実践的な知識やスキル（イノベーションセンス）を身につけるための科目領域である。研究開発、デザイン開発、ブランド構築などの企業活動は競争力の源泉であり、知的財産分野の業務にはこのような活動の成果を上手に保護・活用することによって、イノベーションを支援するための実践的な知財スキル（権利取得・契約・訴訟の知識や情報の検索・分析スキルなど）を身に付けることが必要であることから、この科目領域を設定している。

「ビジネス領域」は、知的財産のビジネス利用に関するビジネス感覚（ビジネスセンス）を身につけるための科目領域である。企業にとって知的財産をビジネスに活用することは最重要課題であることから、知的財産に携わる人材にとって、重要な知識・能力であるビジネスセンスを体系的に身に付けるために本科目領域を設定している。

評価の視点 2-2 の(2) については、教育課程において「グローバル領域」「イノベーション支援領域」の特定技術分野実務科目・技術系科目及び「分野横断領域」を設定することにより対応している。(カリキュラムポリシーの2)3)5)を参照。)

「グローバル領域」は、知財関連条約、外国知財法、国際契約、国際訴訟の知識など、知財に基づく国際的な展開を見通す国際的な視野(グローバルセンス)を身につけるための領域である。知財についてすべて英語で教える科目や英語自体を教える科目も包含している。企業活動のグローバル化に伴い、もともとグローバルな性格を持つ知的財産はますます国際的になっていることから、知的財産に携わる人材に求められるグローバルセンスを身につけるために本科目領域を設定している。

「イノベーション支援領域」の特定技術分野実務科目は、医薬品や情報技術など特定の技術に特有の知的財産の論点について学ぶものである。「イノベーション支援領域」の技術系科目は、知的財産のうち特に技術に関係する特許分野において必要とされる技術知識を学ぶ科目である。

「分野横断領域」は、複数領域にわたる総合的な教育に重点をおく領域である。複数領域にまたがって知的財産について総合的に学ぶ。「分野横断領域」には、企業や特許事務所に一定期間学生を派遣し、実務を体験する中で、学生の知的財産実務能力の向上を図ることを目的とする「インターンシップ」が含まれる。

高い職業理論観の涵養については、それ単独の目的では特定の科目を設置してはいないが、知的財産に関する専門職業人となるために必要な多岐にわたる科目を履修する過程で、知財専門家としての職業倫理観が涵養されるようにしている。

#### 【根拠・参考資料 2-2 (1)】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧  
(P. 31 知的財産研究科のディプロマ・カリキュラム・ポリシー等)  
(P. 72 以降 授業科目等一覧表)
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット (P. 20 教育方針)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教育方針の欄  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/policy.html>)

#### 【根拠・参考資料 2-2 (2)】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 72 以降 授業科目等一覧表)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 知的財産研究科ーカリキュラムおよびシラバス  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/curriculum/index.html>)

### 評価の視点 2-3

本研究科では、多様なメディアを利用した遠隔授業(以下「メディア授業」という)を 2017 年度から導入していたが、2020 年度のコロナウイルス感染症のまん延に伴う全国的なオンライン授業の浸透を受けて、その運用を拡大し、今では完全に定着している。

本研究科において 2022 年度に記録形式または同時双方向形式のいずれかによるメディア授業の対象とする授業科目は、全 65 科目中 64 科目である(科目名は、資料 2-3：メディア授業の実施マニュアル(教職員向け) 2022 年 3 月 23 日版の最終ページを参照)。なお、2022 年度に、実際にメディア授業による履修をした学生がいた科目は 53 科目である。

メディア授業が面接授業と同等の教育効果を有するものであるべきという点に関しては、平成 13 年文部科学省告示第 51 号(平成 19 年文部科学省告示第 114 号により一部改正)と専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項において規定されている。本研究科は、これらの規定に基づきメディア授業を実施することとしている。

メディア授業が面接授業に相当する教育効果を有するか否かを検討する前提として、ま

面接授業にはどのような「授業の方法」があるのかを検討すると、大学院設置基準第 15 条において準用する大学設置基準第 25 条第 1 項では、「授業の方法」として、「講義」「演習」「実験」「実習」「実技」が掲げられている。そして、同条第 2 項において、これらの方法による授業をメディア授業で行うことができる旨が規定されている。また、専門職大学院設置基準第 8 条第 1 項では、専門職大学院の「授業の方法」として、「事例研究による授業」「現地調査による授業」「双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答などによる授業」が奨励されている。

面接授業においては、科目の内容により、こうした各種の授業の方法が採用されているが、その面接授業のコンテンツをそのままメディア授業に転換することが適切かどうかについては、次の通りと考えている。

授業の方法		大学院設置基準 25 条 1 項			専門職大学院設置基準 8 条 1 項		
		講義	演習	実験、実習、 実技	事例研究	現地調査	双方向・多方向 の討論・質疑
面接授業		○	○	○	○	○	○
メディア 授業	同時双方向 形式	○	○	×	○	×	○
	記録形式	○	△	×	△	×	×

#### 「実験」「実習」「実技」による授業について

「実験」「実習」「実技」の場合は、教員と学生の双方が、授業を行う教室に同時に在室する必要性が高いため、メディア授業には適さないと考えている。

#### 「現地調査による授業」について

「現地調査による授業」は教室等ではなく現地で実施することを前提としているため、メディア授業の実施は困難と考えている。

#### 「講義」による授業について

「講義」形式の授業は、最も一般的な授業の方法であり、同時双方向形式のメディア授業によっても、あるいは記録形式のメディア授業によっても、面接授業に相当する十分な教育効果を上げることが可能である。本研究科においては、講義形式の授業を行う科目が大半であるため、こうした科目については、積極的に記録形式のメディア授業を実施することとしている。

#### 「演習」による授業について

「演習」の明確な定義はないが、一般に演習とは、教員の講義とともに、学生も討議や発表等を行いつつ指導を受ける授業形態のことと理解されている。「演習」による授業は、学生による討議や発表を含むため、その量や内容に応じて、また授業の内容や進め方に応じて、もっぱら同時双方向形式で実施すべき場合と、記録形式でも十分な教育効果が得られる場合がある。本研究科においては、演習形式の授業を行う科目であってもその量や内容を鑑みると、記録形式でも十分な教育効果が得られるため、同時双方向形式のメディア授業に加えて記録形式のメディア授業も実施することとしている。

#### 「事例研究による授業」について

「事例研究による授業」の明確な定義はないが、具体的な事例を分析し、あるいは議論の材料にすることなどによって一般化した事項を学ぶものと理解されている。「事例研究による授業」は、講義形式、演習形式、実習形式等のいずれで行うこともできる。したがって、授業の内容や進め方によって、もっぱら同時双方向形式に適したものと、記録形式にも適したものがある。本研究科においては、「事例研究による授業」を行う科目であっ

てもその授業の内容や進め方を鑑みると、記録形式でも十分な教育効果が得られるため、同時双方向形式のメディア授業に加えて記録形式のメディア授業も実施することとしている。

#### 「双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答などによる授業」について

「双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答による授業」の明確な定義はないが、一般に、授業時間のほとんどを討論や質疑応答によって行う授業と理解されている。こうした授業については、同時双方向形式のメディア授業であれば面接授業と同内容の授業が実施できると考えられるが、記録形式のメディア授業には適していないと考えている。

本研究科では、面接授業を原則としつつ、メディア授業による履修については学生からの申請に基づき研究科長がその可否を決定することとしている。「演習」「事例研究による授業」についても、面接授業に加えて同時双方向形式及び記録形式のメディア授業が行われる場合がある。そのような場合であっても、事前に授業の論点となる設問を提示したうえで授業を行い、記録形式のメディア授業による履修者には論点に関する自身の見解を示すことを求める等の工夫を加えることによって授業の形態に関わらず一定の教育効果が得られるように配慮している。

以上の通り、本研究科として、面接授業に相当する十分な教育効果があると認めた科目についてのみメディア授業を行うこととしている。なお、メディア授業による履修で単位を修得した者の成績の平均値は、面接授業による履修で単位を取得した者の成績の平均値と同程度であり、本研究科におけるメディア授業によれば面接授業と同等の教育効果が期待できることが確認されている。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-2：2022 年度 知的財産研究科 知的財産専攻 授業時間割
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ  
知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/curriculum/index.html>)
- ・資料 2-3：メディア授業（オンライン授業）の実施マニュアル（教職員向け）2022 年 3 月 23 日版

#### 評価の視点 2-4

本研究科では、授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定している。具体的には、本研究科の授業時間帯・時間割は原則として、次のとおりである。

##### 大宮キャンパス

1 時限 9：20～10：50            2 時限 11：10～12：40            3 時限 13：40～15：10

4 時限 15：30～17：00

##### 梅田キャンパス

6 時限 18：30～20：00            7 時限 20：10～21：40

平日の昼間は大宮キャンパスで授業を実施するが、夜間授業は社会人学生の通学を考慮して交通に便利な梅田キャンパス（大阪市北区茶屋町）で実施している。さらに、平日開講科目は同一科目を原則昼夜 2 コマ開講としており、社会人学生でも夜間の授業を履修できるように履修に支障の無い体制を構築している。また、大宮キャンパスと梅田キャンパス間の学生、教職員の移動時間を考慮して、無理の無い授業時間設定としている。社会人でもこの昼夜開講制度を利用して、平日夜間は梅田キャンパスでの受講、土曜日は大宮キャンパスでの受講により、2 年間で修了できるシステムである。



### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 37 以降 授業等について)
- ・資料 2-2：2022 年度 知的財産研究科 知的財産専攻 授業時間割

・項目：教育の実施

評価の視点	
2-5	学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされる等、当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。
2-6	下記のような取り組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
2-7	教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適正な学生数で利用されていること。
2-8	自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。
2-9	図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
2-10	学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。

### <現状の説明>

#### 評価の視点 2-5

本研究科では、固有の目的を達成し得る実践的な教育を充実させるために、事例研究や現地調査あるいは双方向・多方向で行われる討論等を取り入れた方法等、教育課程を構成する各領域及び各科目群に応じ、期待する学習成果が得られる教育方法や授業形態を採用している。

高度な専門的職業人を養成するため、体系的なカリキュラムの基に、授業科目の内容、受講者の特性、レベルに応じ、事例研究、双方向・多方向で行われる討論、その他の方法（例えば、グループ学習、ケースメソッド、シミュレーション、インターンシップ等）で期待する学習成果が得られる授業を行っており、その具体的な講義方法はシラバスに記載している。例えば、企業の知的財産部や特許事務所に学生を派遣して実務を体験させるインターンシップにおいては、事前に知的財産の実務に関する授業を履修することを条件としている。

実際に、各授業科目においては受講学生の人数は比較的少人数である場合が大半であり、討論等を交えた実践的な授業形態となっている。

### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧（P. 72 以降 授業科目等一覧表）
- ・資料 2-4：インターンシップ説明会資料
- ・資料 2-5：インターンシップ評価
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ  
知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/curriculum/index.html>)

### 評価の視点 2-6

#### シラバスについて

本研究科では、各回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスを作成している。

具体的には、授業担当教員がシラバスに各授業科目の講義内容、講義方法、講義計画（15 回分（クォーター科目にあつては 8 回分））、評価方法、評価割合、評価基準、教材、受講心得を記載している。この内容は大学ホームページに公開しており、外部からも参照することができる。

授業担当教員は、シラバスに従って授業を実施することが求められていることを認識しており、また、そのように自己の授業科目のシラバスを作成し、学生に提示している。この点は、学生による授業アンケートにより確認されている。

また、シラバスの内容を変更する場合は、事前に授業担当教員から受講学生に周知することを各教員に会議体等で周知しており、授業において、またはインターネットを利用したオンライン学習システム等によって学生に周知している。こうした状況は、他の教員による適宜の授業参観の機会においても確認されている。

### 【根拠・参考資料】

- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ  
知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/curriculum/index.html>)
- ・資料 2-6：授業アンケート様式

#### 履修指導について

本研究科では、次のとおり、学生に対する履修指導、学習相談を、学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて以下のように行っている。

入学後の新入生ガイダンスの際およびその後の 1 年次前期の在籍期間中、同じ履修指導教員が担当の学生に履修相談・履修指導を行うとともに、1 年次後期から 2 年次における特別研究ゼミの担当教員を定めて、きめ細かい履修指導を徹底している。2 年次進級の際には年度当初に全体的な履修ガイダンスも実施して、遺漏のないようにしている。

また、各科目担当教員と学生との間では、おもに講義前後に予習指示や質問受付を行うとともに、インターネットを利用したオンライン学習システムも運用している。オンライン学習システムでは、資料の掲示、教員から学生への諸連絡、学生からの質問、双方向形式メディア授業への参加、記録形式メディア授業の視聴、課題の作成と提出、学生の管理等が可能になる。例えば、課題の作成と提出は、メディア授業による履修者に対する課題の作成と提出に用いることができる。これにより、メディア授業を活用するとともに、教員・学生間の多様なコミュニケーションが可能となっている。このように、オンライン学習システムを多角的に活用し、教員と学生が対面でもオンラインでもさまざまな形式でコミュニケーションをとっており、効果的な履修指導、学習相談を行っている。

### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-7：2022 年度大阪工業大学専門職大学院新入生ガイダンス資料
- ・資料 2-8：2022 年度大阪工業大学専門職大学院在学履修ガイダンス資料

### 評価の視点 2-7

本研究科では、1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数を、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数としている。

具体的には、少人数教育を徹底し、教育効果を十分にあげられるように配慮している。入学者数が30～40名程度であることに鑑み、月曜から金曜の平日開講科目は原則として昼夜2クラス制で実施している。

一般学生は、昼間のクラス（大宮キャンパスで開講）と夜間のクラス（梅田キャンパスで開講）のいずれにも参加している。一方、社会人は、夜間のクラスと土曜日の昼間のクラスを活用している。平日開講科目の受講者数は、昼間はおおむね20人前後、夜間はおおむね10人前後である。

土曜開講科目は、学生相互の交流と学修への意欲を喚起するために、大宮キャンパスにおいて一般学生と社会人学生が混在する1クラス制で実施し、この土曜開講科目でも受講者数の最も多いクラスは40名弱である。

施設・設備の面で、こうした昼間の授業並びに土曜日の授業の受講者の人数からして、大宮キャンパスにおける大学院講義室2教室で問題なく収容可能である。同一時間帯に開講されている科目は最大2つであることからしても大学院講義室2教室で問題はない。また、情報機器を利用する科目（「知的財産情報検索分析要論」など）では、受講者すべてが各自1台のパソコンを確保できる環境で実施している。

本研究科の専用施設として、下表のとおり整備している。なお、下表に示した専用施設の他に特任・客員教員室、非常勤講師室、印刷室を有している。

大学院講義室は1室当たり36人収容可能で、入学定員30人と科目等履修生を加えた履修者数に対応できる状態である。また、天井付プロジェクターのほか、AV設備、模擬法廷をイメージした教卓などの設備を整備している。机は可動式で対論式の講義にも対応できる。また、梅田キャンパスについても、講義室は天井付プロジェクターのほか、AV設備・授業収録システムを設置している。

### 【専門職大学院 専用施設 概要】

区分	室数	概要
大学院講義室	2	1室約83㎡、36席。天井付プロジェクター、AV設備、LAN端末、プリンター、授業収録システム
院生研究室	3	1室約85㎡、個人用ブース（机イス、PC電源、LAN端末）、個人ロッカー 計80人分設置
大学院セミナー室	4	1室約57㎡、20席、天井付プロジェクター、AV設備、LAN端末
大学院教員室	18	1室約27㎡、個室または共用
文献保管室	1	約135㎡、知的財産関連図書、学術雑誌、PC
文献保管庫	1	約29㎡、知的財産関連図書、製本雑誌

### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-9：2022 年度受講者統計一覧（知的財産研究科）
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット（P.19 キャンパス紹介）

- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 施設  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/campus/facility.html>)
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 梅田キャンパス  
(<http://www.oit.ac.jp/rd/umeda/index.html>)

## 評価の視点 2-8

本研究科の専用施設として、院生の自主的学習環境を、次のとおり整備している。

- 院生研究室-----3 室
- 大学院セミナー室-----4 室

自習室となる院生研究室には3室合わせて80人分の個人用ブースを整備している。各ブースにはLAN 端末、電源、鍵付き引出しがあり、個人専用ロッカーとプリンターも整備している。大学院セミナー室は、天井付プロジェクターのほかAV 設備、LAN 端末を整備、机は可動式で対論式訓練に対応した仕様である。

グループ討論の環境としては、大学院セミナー室、大学院講義室を講義等で使用時以外はオープン利用を可能としている。

特に院生研究室は土曜日を含め夜間22時まで利用可能であり、希望に応じてゴールデンウィーク期間、夏期休暇中等休日の使用も認めて効果的に利用されている。

また、梅田キャンパスにおいても、学生が自主的に学習できる図書館等、大宮キャンパスと同等の学修環境を有している。

### 【根拠・参考資料】

- ・資料1-3：2023年度知的財産専門職大学院パンフレット (P.19 キャンパス紹介)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 施設  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/campus/facility.html>)
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 梅田キャンパス  
(<http://www.oit.ac.jp/rd/umeda/index.html>)

## 評価の視点 2-9

本研究科では、知的財産専門職大学院の教員並びに院生専用図書館として大学院講義室、院生研究室から近い大宮キャンパス1号館10階に文献保管室(約135㎡)、文献保管庫(約29㎡)を設置し、大学図書館とは独立した運用を行っている。ここでは、知的財産関連の図書、判例集、加除式法令集、電子媒体など約13,300点を知的財産関連の学術雑誌217タイトル(和雑誌83タイトル、洋雑誌134タイトル)などとともに集中的に保存している。また、オンラインデータベースやCD-ROM資料などを閲覧するためのパソコン3台を配置しており、下記に示す国内外の主要知的財産・法学関連データベースを検索することが可能である。

また、図書の貸し出しも可能であるほか、各院生にコピーカードを用意し、室内で文献複写も可能である。図書の貸出冊数及び貸出期間は、院生、教員とも10冊以下、2週間以内である。利用時間は平日(土曜日を含む)夜間20時までとし、専用の職員も配置している。

このほか大学図書館(本館・分館)に図書約38万冊、雑誌3,134タイトル、視聴覚資料約8,200タイトルを所蔵している。これ以外に外部データベース、電子ジャーナル等にキャンパス内の各端末からアクセスでき、最新の情報が入手できる。

文献保管室で利用できる主要知的財産・法学関連データベースは次のとおり。

- ・J-DreamIII \*
- ・Lexis \*
- ・法律総合オンラインサービス (Westlaw Next) \*
- ・HYPATi2 \*
- ・JP-NET \*

- ・ウェストロージャパン (Westlaw Japan Pro) \*
- ・SOFTIC Law News \*                                      ・Hein Online \*
- ・ベックオンライン大学パッケージ GRUR plus \*
- ・TKC ローライブラリー \*
- ・A. I. P. P. I 電子ジャーナル \*

(\*) については利用に際して ID・パスワードが必要。学生は指導教員の下で利用可能。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-10：大学院知的財産関連収集文献一覧
- ・資料 2-11：知的財産学部文献保管室利用にあたって

#### 評価の視点 2-10

本研究科の専用施設として、学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備について、評価の視点 2-7 に記載したとおり整備し活用している。また、情報インフラストラクチャーについても、評価の視点 2-9 に記載したとおり整備し活用している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 112, 113 教室・研究室等配置図)
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 梅田キャンパス  
(<http://www.oit.ac.jp/rd/umeda/index.html>)

・項目：学習成果

評価の視点	
2-11	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
2-12	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
2-13	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
2-14	学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。
2-15	教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。

#### ＜現状の説明＞

##### 評価の視点 2-11

本研究科では、成績評価の基準・方法を策定し、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示している。

本研究科の成績評価の基準は、大阪工業大学大学院学則第 30 条に定めており、学生に対しては配布する大学院便覧に下記「①学業成績の表示と評価基準について」のとおり記載

し、周知している。

一方、各授業科目の評価は、担当教員が授業内容等に応じて定めており、各授業科目の段階別到達目標と単位を取得するために最低限必要となる到達目標を示すとともに、それらの到達度をどのような観点で評価するかについて、具体的な評価方法とその評価割合も含めてシラバスに明記し、授業の受講に当たって事前に確認するよう学生に指導している。各教員は、シラバスに記載した評価方法により学則上定められた成績評価基準で評価するとともに、各授業科目の成績分布は他の教員が自由に参照できるようになっており、学生の成績評価における公正性及び厳格性を担保している。

なお、各講義科目のシラバスは本学知的財産専門職大学院ホームページに公開し、外部からも参照することができ、また、各授業の初回に授業計画に加え、かかる成績評価の基準・方法について受講学生に適正に説明するとともに、授業期間中においても学生の質問に答えるなど十分に周知している。

また、本研究科で導入している GPA 制度については、大阪工業大学大学院学則第 30 条に定めており、学生に対しては配布する大学院便覧に下記「②GPA の計算と表記について」のとおり記載し、周知している。

① 学業成績の表示と評価基準について

成績の評価は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」、「\*」、「G」、「N」をもって表示し、その評価基準はつぎのとおりで、成績評価、「A」、「B」、「C」、「D」、「G」を合格とし、所定の単位が与えられます。また、編入学等で単位認定を受けた科目の成績は「N」として表示し、所定の単位が与えられます。

A : 100~90点	B : 89~80点	C : 79~70点	D : 69~60点	G : 合格	N : 認定
F : 59~0点	* : 評価不能				

② GPAの計算と表記について

イ GPAの計算

GPAの計算は、成績評価のうち、「A」につき4.0、「B」につき3.0、「C」につき2.0、「D」につき1.0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じた積の合計を、履修登録科目の総単位数で除して算出し小数点第2位まで表記します。(小数点第3位を四捨五入)なお、再履修科目は、最新の成績評価のみが計算対象となります。

【GPAの計算式】

$$GPA = \frac{4.0 \times \text{成績Aの修得単位数} + 3.0 \times \text{成績Bの修得単位数} + 2.0 \times \text{成績Cの修得単位数} + 1.0 \times \text{成績Dの修得単位数}}{\text{履修登録科目の総単位数 (成績が「F」、「*」の科目の単位数も含む)}}$$

ロ GPAの表記

GPAは、学業成績簿につぎの3種類の方法で算出した数値を表記し運用します。

T-GPA (総累計)	入学後からこれまで履修登録した科目の成績を基礎数値として算出
S-GPA (当該学期)	各学期に履修登録した科目の成績のみを基礎数値として算出
Y-GPA (当該年度)	各年度に履修登録した科目の成績のみを基礎数値として算出

ハ GPAの対象となる授業科目

開講するすべての授業科目がGPA対象となります。ただし、履修を辞退した授業科目や、成績が「G」、「N」で評価される授業科目は除きます。

点数	100～ 90点	89～ 80点	79～ 70点	69～ 60点	59～ 0点	評価 不能	合格	認定
成績評価	A	B	C	D	F	*	G	N
評価点	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0		—	—

なお、「特別研究」における特別研究論文の評価については、評価方法として、指導教員が主査となり、他に副査を付けて特別研究論文審査基準に従い審査に当たる。また、特別研究論文の発表時には、指導教員に加え、副査ではない他の大学院教員も発表の内容を聴取し、評価基準とその割合として、研究における取り組み(10%)、論文の内容(70%)、発表の内容・態度(20%)により総合して評価し、公正かつ厳格に行われている。こうした評価方法、評価割合、評価基準はシラバスに明示し、また履修ガイダンスにおいて周知している。なお、副査ではない他の大学院教員は、発表の内容・態度についてのみその評価を分担する。ここでいう他の大学院教員は、他の学生にとっては主査である場合も副査である場合もある。

【根拠・参考資料】

- 資料 1-1：2022 年度大学院便覧  
(P. 39 学業成績、GPA 制度について)
- 資料：知的財産専門職大学院ホームページ  
知的財産研究科—カリキュラムおよびシラバス (カリキュラムの詳細)  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/curriculum/index.html>)
- 資料 2-12：科目別成績分布表

評価の視点 2-12

本研究科では、成績評価における評価の客観性及び厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、以下のような仕組みを導入している。具体的には、成績確認制度を設けており、院生は成績に疑問がある場合、担当教員に成

績確認を申し出ることができる。成績確認があった場合、担当教員は一定期間内に当該学生の成績を再調査し、結果を研究科事務室に提出する必要がある。これにより、誤り等があった場合は成績の修正が行われることもある。この院生からの成績確認の申し出はただちに知的財産研究科全教員に情報提供される。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-13：成績確認願 様式

#### 評価の視点 2-13

課程修了の要件、必要な修得単位数等については、法令に基づき大阪工業大学大学院学則第7条の2（専門職学位課程）、第25条3項（修了に必要な単位数）、第26条7項（履修の方法）、第31条6項（課程修了の要件）等に定めており、いずれも大学院便覧に掲載しているほか、本学のホームページに掲載し、加えて入学前の履修説明会、新入生ガイダンス、在学生向けの履修ガイダンスを通じて周知を図っている。修了に必要な単位数は40単位である、また、課程修了の要件は、大学院に2年以上在学し、論文の審査・合格を要件とした科目の単位を含め、修了に必要な単位を修得することである。

なお、職業を有している方またはその他やむを得ない事情（遠隔地、身体の障がいなど）を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科長が認めた場合、標準修業年限（2年）と同額の授業料で、3年間または最長4年間まで在籍ができる長期履修制度を設けている。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧  
(P. 117 以降 大阪工業大学大学院学則、P. 32 履修申請上の注意)
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 大阪工業大学大学院学則掲載欄  
([https://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule\\_gradoit.html](https://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule_gradoit.html))
- ・資料 2-7：2022 年度大阪工業大学専門職大学院新入生ガイダンス資料
- ・資料 2-8：2022 年度大阪工業大学専門職大学院在学生履修ガイダンス資料

#### 評価の視点 2-14

本研究科では、定期テストのみならず、レポート、中間テスト、小テスト等シラバスに記載した多様な評価方法により評価することによって学生の学習成果を測定している。その結果、学生の理解が不十分と思われる授業内容については、次年度における講義方法を再検討する等の分析を加えている。

本研究科では、修了者の進路状況に関する情報を以下のように把握・分析している。具体的には、修了者の採用職種・就職業種と中堅・大企業への就職比率を毎年算出している。2022 年度においては、採用職種として知財職が 53%、就職業種として製造業が 58%であり、中堅・大企業への就職比率は 80%であった。またその前提として、学位の授与状況も把握・分析している。

こうした情報は、研究科委員会において報告しており、教育内容・教育方法の改善について教員間で議論し、改善を図っている。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧 (P. 102 就職について「主な就職先」)
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット  
(P. 15 就職サポート「主な就職先」)



## 評価の視点 2-15

本研究科では、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備している。

具体的には、全学で携帯電話を利用した授業アンケートシステムを導入しており、本研究科においてもこれを利用し、学生による授業評価を行っている。

各授業評価の結果は、アンケート結果とともに結果に対する教員コメントを付し、アンケート実施の翌週以降に学生に公表・フィードバックしている。この取組により、各授業担当教員は自己の授業内容・方法の改善に役立てている。また、アンケート結果については、全体の集計結果とともに研究科長や専攻幹事などの関係者間で共有され、教員評価等の参考に利用するなどしており、教育の改善に有効に機能している。なお、アンケート項目については集計結果記載のとおりである。

また、2014年度から授業アンケートと成績評価結果を学内イントラネットで共有を図っている。

さらに本研究科では、前期末及び後期末に在学する学生を対象とした院生懇談会を開催しており、教育の内容及び方法について学生からの忌憚のない意見を聴取したうえで改善・向上を図っている。例えば、同時双方向形式のメディア授業による履修を選択した学生から、出席確認の方法が科目ごとに異なっており統一されていないとの意見があり、同時双方向形式のメディア授業においても記録形式のメディア授業と同様に視聴確認課題の提出を義務付けることとした。なお、後期末に開催する院生懇談会は、修了を目前に控えた学生をも対象とするものであって、修了生を対象とするものということもできる。また、院生懇談会には修了生が参加することもある。

一方、社会に出たあと一定の期間を経過した修了生から意見を聴取するための体系的な仕組みは用意していないが、知的財産専門職大学院説明会では、社会において活躍中の修了生から本研究科在学中の状況について講演をいただくこととしており、そのような場を通じて修了生の意見を聴取する機会を設けている。

### 【根拠資料】

- ・資料 2-14：院生懇談会議事録
- ・資料 2-15：2021年度前期・後期授業アンケート実施要領
- ・資料 2-16：2021年度前期・後期授業アンケート集計結果

- ・項目：学生の受け入れ

評価の視点	
2-16	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
2-17	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
2-18	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

### <現状の説明>

#### 評価の視点 2-16

本研究科では、固有の目的に即した受け入れ方針（アドミッションポリシー）、求める人材像を次のとおり定めており、本学および知的財産専門職大学院ホームページにおいて公表している。その受け入れ方針に基づき、厳格な選抜方法および手続を設定しており、

その詳細は、「2023 年度大学院学生募集要項」の知的財産研究科の欄に記載のとおりであるが、学部からの学内進学者入試をはじめ、一般入試、社会人入試いずれも年間 4 回（2022 年度入試では 7 月、11 月、2 月、3 月；7 月は社会人入学選考<秋入学>、11 月は留学生入学試験を含む）の入学試験を実施し、広く社会に門戸を開いている。

#### アドミッションポリシー

知的財産研究科では、時代の要請に応じて、「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人」を養成する。このために自らのキャリアと能力形成に意欲的であって、惜しみなく努力する人を広く求めます。

<求める人物像>

- ・研究成果、ノウハウ、デザイン、ブランドなどのイノベーションの種を知的財産として保護し活用することにより、企業等においてイノベーションを実現することをめざす人
- ・知的財産法に関する高度な法的知識に基づいて弁理士等の高度の専門資格を取得し、知的財産の保護と活用の業務を行うことをめざす人
- ・知的財産の国際的な保護と活用に関する知識を身に付け、企業活動等のグローバル化を推進することをめざす人
- ・企業経営における知的財産の役割や活用方法等に関する知識を身に付け、知的財産のビジネス利用をめざす人

入学者に求める水準等の判定方法等について、出願書類とともに提出された小論文に基づき面接試問を行うが、その際には基礎学力、勉学意欲、目的意識を中心に判定している。また、小論文については、知的財産について関心をもったテーマについての論述を求める課題 1 と、本研究科における学修によって得ることを期待する能力並びにその後の中長期的キャリアへの活用についての考え及びその理由を問う課題 2 の選択式としている。課題 1 は大学からの進学者を、課題 2 は社会人を想定しており、入学者の属性に応じた判定方法を採用している。

#### 評価の視点 2-17

入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針に則った人物像を確認するために、本学知的財産専門職大学院入学希望者に、任意ではあるが入学試験前に大学院所属教員が個別面談し、当該希望者の志望動機や人物確認を行っている。この個別面談は知的財産専門職大学院ホームページ、大学院パンフレットおよび大学院学生募集要項によって周知しているが、2022 年度における個別面談希望者は 3 名であって、入学希望者の 7.14%に当たる。

なお、個別面談を行った入学希望者であるか否か、個別面談を行った入学希望者である場合の個別面談の内容等が入学者選抜において評価に加味されることはない。

また、知的財産専門職大学院説明会を大学院所属教員と職員が参加する形で、社会人の便宜を配慮した時間（18：40 から）と場所（梅田キャンパス）において年に 4 回実施し、大学院での学習に関心を持つ方が自由に参加して説明を受け、進学相談を受けられるように配慮している。

入学試験による選考方法として出願書類に小論文を加えた上で、社会人には業務履歴の提出を求め、面接試問に加えて書類審査により総合的、客観的に判定している。

判定方法は、研究科長、専攻幹事の指揮下で複数の教員からなる試験委員（通常 2 名 1 組）のチームを形成し、出願書類を精査したうえで面接試問を実施する。面接では小論文の内容を確認するとともに必要な事項について試問を行い、その後に当該試験委員が結果をそれぞれ「A」・「B」・「C」・「D」4 段階評価で可否の一次判定を行い、研究科長が最終的な判定をして可否を決めている。入学者選抜に当たって国籍、出身学部による区別、社会人か一般学生かによる区別は一切しておらず、客観的な入学試験とその手続による入

学者選抜を実施している。

これら、選抜方法・手続は、募集要項、大学院パンフレット、本学および知的財産専門職大学院ホームページにおいて事前に入学者志願者をはじめ広く社会に公表している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-2：2023 年度大学院学生募集要項
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット  
(P.20 教育方針、P21 募集要項)
- ・資料 2-17：入試役割分担表
- ・資料 2-18：大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定
- ・資料：大阪工業大学ホームページ アドミッションポリシー  
(<http://www.oit.ac.jp/japanese/juken/graduate/policy.html>)
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 大学院入試 知的財産研究科の欄  
(<http://www.oit.ac.jp/japanese/juken/graduate/>)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教育方針の欄  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/curriculum/policy.html>)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 入試についての欄  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/admission/annai.html>)

#### 評価の視点 2-18

過去 5 年度の 5 月 1 日現在の入学者数、在籍学生数は下表の通りであり、年度により倍率に変動はあるが、1.40 が最高であり、入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数は概ね適正な範囲で管理している。

下表にこれらの年度の具体的なデータ（入学者数、社会人学生数、留学生数、在籍学生数、倍率）を示した。

各年度 5 月 1 日現在

年度	入学定員	入学者数	倍率	収容定員	在籍学生数	倍率
2018	30	31 (8) <3>	1.03	60	77(16)<7>	1.28
2019	30	31 (5) <6>	1.03	60	70(16)<11>	1.17
2020	30	35 (9) <1>	1.17	60	72(17)<8>	1.20
2021	30	36 (3) <2>	1.20	60	79(17)<4>	1.32
2022	30	42 (2) <0>	1.40	60	87(13)<3>	1.45

( )は社会人学生 < >は留学生数を示す

- ・項目：学生支援

評価の視点	
2-19	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
2-20	適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。
2-21	適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。

<現状の説明>

#### 評価の視点 2-19

本研究科では、学生がその能力および適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよ

う以下の支援体制を整備しており、これらが効果的に行われている。

### 就職部就職課における支援体制

本研究科の在籍院生を対象に全学の組織である就職部就職課において本研究科の担当である職員が個別に院生の志望に応じてきめ細かく必要な情報の収集・管理・適用、ガイダンス、指導、助言を行っている。進路の内定状況に関しては大学院の就職担当教員と就職部就職課職員が連携して適時その状況を把握し、その過程で未内定者に対して求人情報の提供や面接練習、エントリーシート作成、進路面談など進路内定に向けたキャリアカウンセリングを展開して、学生に満足度の高い、より良い進路選択が行えるよう、そのモチベーションを維持する取り組みを施している。

### インターンシップ（就業体験）

本研究科では、約 80%に当たる一般学生（有職社会人ではない）を対象に、授業科目として「インターンシップ」を配置し、派遣先にも貢献する実務貢献型のインターンシップとして運用している。これには 2012 年度から海外インターンシップをも加えた。このために、担当する実務家教員を産業別に配置し、派遣院生の派遣先への紹介から引率並びに派遣期間中の院生からの報告と質問への対応等きめ細かく対応しており、在学中のインターンシップにおける就業体験は進路選択に際して大きな役割を担っている。派遣先からの評価も高く、請われて就職する事例も出ている。

### ゼミ担当教員による進路支援

特別研究論文の作成のために担当するゼミ教員は、所属院生の人物像や志望を良く知る立場にあることから、本研究科では当該ゼミ担当教員が進路選択等においても個別にゼミ所属院生にきめ細かく指導を行っている。就職部就職課にて収集した求人情報を教員と院生の双方で共有し、的確な進路指導を実施している。

### 本研究科独自の組織的な支援

上記の進路支援・就職支援活動に加えて本研究科独自の組織的な支援として、就職活動説明会・ウェブテスト説明会・個別面談・履歴書添削・面接練習・業界研究会等を実施している。また 12 月には多数の企業等関係者や特許事務所弁理士を招いて企業懇談会を実施し、就職希望院生の修学成果発表や進路の懇談を実施している。院生にはこれらの行事への参加を指導して就職支援を強化している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-19：大阪工業大学就職委員会規定
- ・資料 2-20：過去 3 年間の企業懇談会実績
- ・資料 2-21：企業説明会・業界企業研究会案内文
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 就職・キャリア形成

(<http://www.oit.ac.jp/japanese/career/support.html>)

### 評価の視点 2-20

本研究科においては障がいのある者の受入事例は少ない。しかし、大学全体としては受け入れ実績があり、その対応として支援体制を以下のように整備し、支援を行っている。具体的には、専門職大学院のある大宮キャンパス 1 号館には身体障害者用のトイレを設置するとともに、エレベーターを設置し、建物内をバリアフリー化している。このほか食堂、図書館等学生が通常利用する主な施設にもエレベーターを設置し、バリアフリー化を図っている。また、公共交通機関での通学が困難な学生には自動車通学を認め、駐車専用スベ

ースの提供を行うことができる。また、梅田キャンパスに関しては、スロープ、エレベーター、エスカレーターの設置等により、バリアフリーが図られている。障がいの程度とその対応については、入学前の事前相談において問題点を確認して対処可能と考えている。

留学生については、すでに台湾、中国から多数の学生を受け入れている実績がある。学生部学生課において①住居の紹介、②経済扶助については学内奨学金、各種民間団体奨学金の紹介、学生貸付金の紹介、③外国人登録や医療関係事項などの在留手続きの指導などを行っており、また、就職部就職課では修了後の進路指導支援も行っている。

社会人については、平日（月～金曜日）昼間の授業に加えて、同じ授業（一部を除く）を夜間（6～7 時限）に本学梅田キャンパスでも開講している。また、土曜日はコア・デイとして大宮キャンパスにてフルタイムで開講し、仕事と勉学の両立を図りながら教育課程を修了することができる昼夜開講体制としている。さらに、メディア授業を活用することもできる。なお、授業時間外のキャンパス外での学習をサポートするため、カリキュラム、シラバス、教材に関してはインターネット上で公開し、学修支援を行っている。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧（P. 112 教室・研究室等配置図）
- ・資料 2-22：留学生活の手引き 2022
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット（P. 10 昼夜開講制）
- ・資料：学校法人常翔学園ホームページ 学生用宿舎「国際会館」  
(<https://www.josho.ac.jp/introduction/kokusaikaikan.html>)

#### 評価の視点 2-21

本研究科では、弁理士試験の合格を目指す学生のために弁理士試験の受験をサポートする課外活動を運営している。具体的には、授業外における弁理士試験受験特別講座や勉強会等を開催している。また、授業の一環として近畿経済産業局が主催する「知財ビジネスアイデア学生コンテスト」への参加も支援している。

一方、修了生については、修了後も本学の教員と自由に相談等を行うことができる。また、担当教員の許可を得れば、修了後も特定の科目の聴講（無料）を行うことができる。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-23：弁理士試験の受験支援体制
- ・資料：経済産業省近畿経済産業局ホームページ 知財ビジネスアイデアコンテスト PaProSo（令和 3 年度）  
([https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/contest/idea\\_contest2021.html](https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/contest/idea_contest2021.html))

#### 【大項目 2 の現状に対する点検・評価】

##### （1）長所と問題点

本研究科では、知的財産専門職を養成するための優れたカリキュラム、文献の収集や利用できる法律データベースの充実等の学修環境、昼夜開講・メディア授業や長期履修制度等の多様な学生への対応がその長所であると考えている。本研究科の学生は、一般学生、社会人学生、留学生から構成され、出身学部も多様であり、社会人の職種も同じく多様である。また、年齢層も幅広い。そのような多様な学生が交じり合うことにより、授業科目だけでは得られない貴重な教育と成長の場が醸成されている。さらに、メディア授業により、遠距離通学者、社会人学生の業務多忙者、留学生の母国での履修も支援している。

一方、修了者のその後の状況等教育上の成果の検証には改善の余地があるものと考えら

れる。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

カリキュラムについては、「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」に基づき改善を継続する。具体的には、参照基準によって修得が求められる 8 つの専門的能力と 3 つの汎用的能力を獲得することができるカリキュラムの編成を引き続き検討する。学習環境については、最新の文献の入手を怠らないように努めたい。多様な学生への対応についても、院生懇談会等を通して学生の意見の把握を継続する。

一方、教育上の成果の検証については、2023 年修了生から修了後にアンケート調査を行う等の方策を予定している。修了時の採用職種については毎年調査を行っているが、その後の状況については追跡ができていないので、この点の改善を図る。

### 3 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制方針

評価の視点	
3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。

<現状の説明>

#### 評価の視点 3-1

本学においては教員の採用・承認に関する基本方針は、毎年、学部長会議で学長から、教員組織の基本方針、期待する教員像、採用・昇任候補者の選考などの方針が示される。この学長方針の下、本研究科では、その固有の目的を実現し得るに適う教員を確保することを教員組織編成の基本方針として、これに基づいて教授中心に教員組織を編成している。

なお、知的財産専門職大学院という本研究科の性格上、実務家教員である産業界出身教員及び行政庁出身教員並びに研究者教員をバランスよく配すべきことが明確に認識されている。

#### 2024年度大阪工業大学学長方針について

##### 1. 教員組織に関する基本方針

新規採用計画については安易に退職補充という考え方はとらず、中長期的な大学運営方針および所定の教員人件費依存率などに基づき考えることとする。

(1) 学部・学科の教育目標に照らして、中長期的な視点から教育研究分野別に専任比率を考える。

(2) 学生定員確保の状況を勘案し、専任比率の見直しを考える。

(3) 学部・学科の垣根を越えた全学的な見地から、授業担当の在り方を考える。

(4) 上記にかかわらず、新学部等の設置構想および教育の質の維持・向上のために特別な事情がある場合は、学長と学部長等が協議する。

(5) 特任教員の制度を積極的に活用し、専任の退職補充をする際は、特任教員による補充も検討する。

(6) 客員教員および非常勤講師等の採用についても、適正な教員組織のあり方の観点から検討し、継続採用、増員等には慎重に対処する。

(7) 若手教員（40歳以下）の採用について、中長期的な視点から、組織活性化の促進を図るため、教員数に占める若手教員数の割合を高める。

(8) 女性教員の採用について、女性教員の活躍の促進を図るため、教員数に占める女性教員数の割合を高める。

#### 【根拠・参考資料】

・資料 1-3：2023年度知的財産専門職大学院パンフレット

・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教員紹介

(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/education/teachers.html>)

・項目：教育にふさわしい教員の配置

評価の視点	
3-2	基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教

	員)を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。
3-3	教育課程の中核となる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
3-4	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。

#### <現状の説明>

#### 評価の視点 3-2

本研究科の専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

具体的には、本学の専任教員として任用される者は、「大阪工業大学大学院教員選考規定」の下記条項に該当する者のみである。

(専門職大学院の授業担当教員の資格)

#### 第5条の2

専門職大学院の教員となることができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者とする。

- イ 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- ロ 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

このような基準を充足する者を対象として書類、教歴、面接等で選考を行うほか、任用前にはその担当する専門分野に関し、高度の指導能力を備えている点を確認するために、特別講義などを依頼して確認しており、専任教員としての能力に問題はない。

本研究科の専任教員18名中、実務家教員は16名であり、下表のとおりいずれも5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する教員である。

教員の職階、経歴表

番号	氏名	職階	経歴（主な前歴、職業経歴、国際経験等）
1	杉浦 淳	教授	特許庁勤務27年（審判第3部門審判長、審査長、審査官、審判官、在モロッコ日本大使館1等書記官）
2	大塚 理彦	教授	パナソニック（株）知的財産部門勤務26年
3	榎本 吉孝	教授	特許庁勤務30年以上（特許庁審査第1部審査長、審判部第6部門長他）※特許庁より研究出向中
4	角田 全功	教授	味の素（株）知的財産部特許グループ長、アメリカ味の素社（知財担当）知的財産部門勤務約35年
5	北代 真一	教授	特許庁勤務30年以上（特許庁意匠審判部審査官、意匠審判部門審判長ほか）※特許庁より研究出向中
6	甲野 正道	教授	内閣官房内閣参事官（知的財産基本法準備室・知的財産戦略推進事



			務局)、文化庁長官官房著作権課長、在米国日本国大使館一等書記官
7	小林 昭寛	教授	特許庁勤務 30 年以上(特許審査第一部長、首席審査長、国際課長、多角的交渉対策室長、審判企画室長、審判官、審査官)
8	高橋 寛	教授	総務省日本学術会議学術課長、文部科学省文化庁文化部著作権課勤務。在ジュネーブ国際機関意等書記官等国際経験豊富
9	内藤 浩樹	教授	パナソニック(株)知的財産部門勤務 28 年、知的財産センター知財戦略室室長、国際契約等で国際経験豊富
10	三浦 武範	教授	(財)比較法研究センター調査研究員、名城大学コピーマート名城研究所研究員
11	村川 一雄	教授	NTT 知的財産センター企画部担当部長、中国での知財担当者としての駐在を含め、国際経験豊富
12	長谷川 光一	准教授	財団法人未来工学研究所、文部科学省科学技術政策研究所第 2 グループ研究員、九州大学科学技術イノベーション政策教育研究センター助教、吉備国際大学、神奈川大学非常勤講師 他
13	尾茂 康雄	准教授	特許庁勤務 22 年以上(特許庁審判部審判官第 35 部門、審判課審判企画室課長補佐他)※特許庁より研究出向中
14	水野 五郎	教授	名城大学コピーマート名城研究所研究員、(財)比較法研究センター研究員他
15	五丁 龍志	教授	生化学工業(株)知的財産部、三井物産ナノテク事業部ほか、知的財産業務歴 20 年以上
16	林 茂樹	教授	日本開発銀行(現日本政策投資銀行)、新規事業投資(株)取締役投資部長他
17	西井 光治	教授	ダイキン工業株式会社の知的財産部門で 36 年間の知財実務経験あり
18	松井 章浩	准教授	(財)知的財産研究所特別研究員、立命館大学、同志社大学非常勤講師他

実務家教員は、知的財産法各法の他、専門科目を中心に担当している。一方、研究者教員は、「基幹法領域」における「一般法律科目」、「グローバル領域」における「国際関係法要論」、「ビジネス領域」における「経営学要論」といった一般科目を中心に担当している。なお、「一般法律科目」は、学部所属の研究者教員が担当している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 3-1：大阪工業大学大学院教員選考規定
- ・資料 3-2：教員担当科目一覧
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット (P. 16, 17 教員紹介)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教員紹介

(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/education/teachers.html>)

#### 評価の視点 3-3

本研究科の固有の目的において知的財産を多観点から捉えていることから見ると教育課程の中核となる授業科目は全授業科目の全般に渡るが、知的財産の専門家になるために必要最低限の知識能力を涵養する観点からあえて選択すると、下記の科目がこれに該当する。

- 1 「基幹法領域」における「知的財産法基礎科目」の 6 科目

⇒ 全科目を専任教員が担当している。

- 2 「イノベーション支援領域」における「知的財産法実務科目」の4科目、「知的財産保護実務科目」の2科目、「情報検索科目」の2科目の計8科目  
⇒ 5科目については専任教員が担当し、2科目については専任教員が共同担当し、残りの1科目については、その分野で経験の深い非専任の実務家教員が担当している。
- 3 「グローバル領域」における「知的財産関連条約科目」の2科目、「外国知的財産法科目」のうちの「米国知的財産法特論」と「中国・アジア知的財産法特論」の2科目の計4科目  
⇒ 4科目とも専任教員が担当している。
- 4 「ビジネス領域」における「知的財産マネジメント要論」「知的財産マネジメント特論」と「IPビジネス契約特論」の計3科目  
⇒ 2科目については専任教員が担当し、残りの1科目についてはその分野で経験の深い非専任の実務家教員が担当している。
- 5 研究領域における「特別研究」の1科目  
⇒ ゼミ形式で指導するため、担当教員数は12名であり、全員が専任教員である。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 3-2：教員担当科目一覧
- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット (P. 16, 17 教員紹介)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教員紹介  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/education/teachers.html>)

#### 評価の視点 3-4

本研究科が固有の目的として掲げる知的財産分野は、きわめて専門的な性格を持つことから、深い知識と長い経験を有する者を専任教員として採用する結果として必然的に年齢層が高めとなることは避けられないが、それでも45歳から67歳まで(40歳代2名、50歳代6名、60歳代10名)と年齢バランスを考慮した組織としている。なお、全教員の平均年齢は58歳である。具体的には以下の表のとおりである。

No	氏名	職階	年齢(歳)
1	杉浦 淳	教授	60
2	大塚 理彦	教授	60
3	榎本 吉孝	教授	56
4	角田 全功	教授	64
5	北代 真一	教授	54
6	甲野 正道	教授	64
7	小林 昭寛	教授	67
8	高橋 寛	教授	64
9	内藤 浩樹	教授	60
10	三浦 武範	教授	52
11	村川 一雄	教授	61
12	長谷川 光一	准教授	51
13	尾茂 康雄	准教授	45
14	水野 五郎	教授	56
15	五丁 龍志	教授	50
16	林 茂樹	教授	67
17	西井 光治	教授	65

18	松井 章浩	准教授	47
----	-------	-----	----

平均年齢 58 歳

評価の視点 3-2 で記載した「教員の職階、経歴表」のとおり、本研究科の教員は、特許庁や文化庁などにおける知財関連の専門官庁の出身者および大手企業における知財部門の出身者を中心に、実務経験が豊富で国際経験も有する者から構成されている。

職業経歴の多様性については、産業界のさまざまな業種と官庁からバランスよく教員を招聘している。また、国際経験が豊富な教員は 18 名中 9 名<小林、内藤、杉浦、高橋、北代、甲野、榎本、角田、村川>を数える。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット (P. 16, 17 教員紹介)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教員紹介  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/education/teachers.html>)

- ・項目：教員の募集・任免・昇格

評価の視点	
3-5	専任教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

#### <現状の説明>

##### 評価の視点 3-5

教員の任用（募集、採用、昇任）にかかる基準や手続は「任用規定」のほか、「大阪工業大学教員選考基準」「大阪工業大学大学院教員選考規程」、「特任教員規定」、「客員教員規定」に明確に定め運用している。

また、教育上の指導能力は、採用時（公募時）には教育業績を含めた業績書に加え、教育に関するレポートにより評価している。また、全学的に実施している教員活動評価結果を昇格の判断資料として活用している。

なお、任用の手続は上記の基準・評価の下、知的財産研究科教員選考委員会の議を経て、学長が理事長に上程することとしている。知的財産研究科教員選考委員会は、学長、副学長、知的財産研究科長、事務局長、知的財産研究科の教授の中から学長が指名した者若干名から構成され、教育職員に関する採用及び昇任における資格審査に関すること、研修に関すること、その他学長が諮問した教育職員選考に関することを審議する。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 3-1：大阪工業大学大学院教員選考規定
- ・資料 3-3：任用規定
- ・資料 3-4：大阪工業大学教員選考基準
- ・資料 3-5：大阪工業大学大学院知的財産研究科教員選考委員会規定
- ・資料 3-6：特任教員規定
- ・資料 3-7：客員教員規定
- ・資料 3-8：2022 年度教員評価（2021 年度の活動を評価）の基本方針

- ・項目：教員の資質向上等

評価の視点	
3-6	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務家教員のみならず、研究者教員の実務に関する知見の充実に努めるとともに、いずれの教員においても教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
3-7	当該専門職大学院の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、研究者教員にあっては専門分野の学術的研究に取り組み、実務家教員にあっては知的財産の実務に関する知見の充実及び刷新を図り、実務に基づく研究等に継続的に取り組むよう促すこと
3-8	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

#### <現状の説明>

##### 評価の視点 3-6

本研究科では、授業の内容・方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施している。

具体的には、新任教員に対し、教務部主催で授業方法についての講習会を隔年で開催しているほか、全教員を対象に毎年FD研修会を組織的に開催し（ただし、2020年度のみコロナ禍により開催できず）、授業の内容・方法の改善を図るための講演等を聴講させている。過去のFD研修会にて扱った主なテーマは資料のとおりである。

また、学期中に適宜に授業公開を実施し、この機会を通じて他の教員の授業を参観し、その報告書に評価できる事項、参考になった事項、改善推奨事項等を記載し、当該授業担当教員にフィードバックすることを実施し、相互に刺激を与えて授業内容・方法の改善を図る体制をとっている。授業公開は年度ごとに行い、全教員に参加を義務付けている。2021年度における授業公開の参加率は44.4%である。

本研究科では、教員の教育上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めている。具体的には、新任の実務家教員並びに研究者教員に対して、先に述べた取組みのほか、教員の就任前に関係授業科目の聴講・参観を求め、授業の実際の見聞をさせることで教育上の指導能力の向上および実務上の知見の充実に努めている。

##### 【根拠・参考資料】

- ・資料3-9：過去のFD活動項目
- ・資料3-10：2021年度FD活動（授業参観）の実施報告

##### 評価の視点 3-7

本研究科では、実務家教員および研究者教員の専門的研究、研鑽を深め知見の充実に努めるため、研究者教員には、研究成果を発表・刊行する論文集「知的財産専門研究」への寄稿、学内の「知的財産専門研究会」での発表の機会を、実務家教員には、本研究科が主催する関西知財セミナーへの参加、関連団体による学外向けの研究会やセミナーなどにおける発表の機会を設けている。

##### 【根拠・参考資料】

- ・資料3-11：発表・講演等一覧（2017年度～2021年度）
- ・資料3-12：著書・論文等一覧（2017年度～2021年度）

### 評価の視点 3-8

本研究科では教員評価制度を導入している。専任教員を対象に毎年 1 回前年度の教育・研究活動を評価するもので、各教員自身が自己評価書の提出を行い、研究科専攻幹事、研究科長がこれを評価し、これらを学長に提出する仕組みを整備している。評価項目は、①教育、②研究、③大学運営、④社会貢献の 4 分野であり、それらの 4 分野の評価に占める割合は、職階に応じて適正となる割合としている。

また、教育研究活動をはじめ著しい活躍、貢献をした教員に対して「大阪工業大学知的財産研究科教員表彰規定」に基づき表彰する制度が設けられている。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 3-13：2022 年度教員活動評価資料
- ・資料 3-14：大阪工業大学大学院知的財産研究科教員表彰規定
- ・資料 3-15：2022 年度基礎データ表 4
- ・資料 3-16：2022 年度基礎データ表 3

- ・項目：教育研究条件・環境及び人的支援

評価の視点	
3-9	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。

#### <現状の説明>

#### 評価の視点 3-9

本研究科では、事務組織として知的財産研究科事務室を設置して職員を配置している。授業レジュメ、教材の印刷等では事務室職員がサポートを行う体制となっている。また、学部・研究科内の情報インフラについては、学部所属教員が管理運営を行っている。

教員の授業担当時間については、「専任教員の授業担当時間に関する規定」に定めており、担当授業時間の過重による教育効果の低下および研究の阻害を防止するため、1 週あたりの担当時間に上限（教育職員 26 時間）を設けている。なお、本学知的財産専門職大学院の専任教員の授業担当時間数は下表に示すとおりで、全体の専任教員の週あたりの授業担当時間は平均 14.9 時間となっており、教育の準備、研究に配慮したものとなっている。

2022 年 5 月 1 日現在

（注）時間の端数は同一科目を複数教員で担当した場合等に生じる。

No	氏名	職階	授業担当時間（週）
1	杉浦 淳	教授	17.2
2	大塚 理彦	教授	14.0
3	榎本 吉孝	教授	22.3
4	角田 全功	教授	15.4
5	北代 真一	教授	16.7
6	甲野 正道	教授	13.4
7	小林 昭寛	教授	17.7
8	高橋 寛	教授	6.8
9	内藤 浩樹	教授	15.3
10	三浦 武範	教授	18.0

11	村川 一雄	教授	15.5
12	長谷川 光一	准教授	14.5
13	尾茂 康雄	准教授	17.0
14	水野 五郎	教授	12.0
15	五丁 龍志	教授	18.4
16	林 茂樹	教授	11.0
17	西井 光治	教授	11.6
18	松井 章浩	准教授	11.6

本研究科の固有の目的が、知的財産にかかる高度専門職業人の養成であるゆえに高度な専門性や実務経験豊富な教員を擁しており、こうした教員の教育研究活動に必要な機会が得られるよう、授業時間は過度な負担とならないよう配慮している。

本研究科の専任教員の個人研究費としては、2022年度の例では一律15万円、その他研究助成金として1人当たり11万円の年額合計26万円を配分しており、概ね充足している。使用状況に個人差があるため、不足する場合は必要により予算残額から流用等を行うことで対応している。

大学院教員室は個室（一部共用あり）であり、パソコン、ゼミテーブル、その他教育研究に必要な備品を整備している。文献保管室、文献保管庫には知的財産関連の図書、学術雑誌を集中的に保存、データベースやCD-ROM資料など閲覧するためのパソコンも設置している。

また、各教員は研究成果を本学知的財産専門職大学院が発行する論文集「知的財産専門研究」へ寄稿するとともに、学会への参加と発表等、教育研究活動に必要な機会が十分与えられている。

### 【大項目3の現状に対する点検・評価】

#### （1）長所と問題点

本研究科では、知的財産を専門とする高度な職業人を養成するため、実務家教員である産業界出身教員及び行政庁出身教員並びに研究者教員をバランスよく配している点が長所であると考えている。特に、産業財産権法及び著作権法並びにこれらと直接関連する科目等は、対応する行政庁出身教員が中心に担当し、「イノベーション支援領域」における「特定技術分野実務科目」「技術系科目」等、「ビジネス領域」における「知的財産管理科目」「技術標準科目」等は産業界出身教員が中心に担当する等している。また、「基幹法領域」における「一般法律科目」、「グローバル領域」における「国際関係法要論」、「ビジネス領域」における「経営学要論」等は研究者教員が担当している。

一方、専任教員の授業担当時間は「専任教員の授業担当時間に関する規定」を満たしているものの、専任教員間の差が若干大きいといえるかもしれない。

#### （2）長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

バランスの取れた教員の配置については、今後も教員採用の際に最も留意すべき点であるとともに、知的財産の分野における今日的課題や方向性を踏まえたうえで時宜にかなった教員の採用活動を進める考えである。

一方、専任教員間の授業担当時間の差については、上記の採用活動との相乗効果でもって改善に向かうように取り組む。

#### 4 専門職大学院の運営と改善・向上

・項目：専門職大学院の運営

評価の視点	
4-1	当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
4-2	教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。
4-3	教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。

#### <現状の説明>

##### 評価の視点 4-1

本研究科の管理運営にあたっては、大阪工業大学大学院学則第 53 条に基づき、独立の意思決定機関として知的財産研究科委員会を設置するとともに、大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定を制定し、管理運営している。

このほか、大学全体の組織である就職委員会、学生委員会、入試委員会、教務委員会等に大学院所属委員を選出している。さらに学部・大学院内の各業務を円滑かつ効率的に実施するため、内部委員会として企画委員会（業務統括）、教務委員会（教務に関する業務統括＜資格試験対策含む＞）、入試委員会、広報委員会、就職委員会（就職、インターシップ業務）、研究委員会、国際交流委員会、自己評価・IR 委員会を設置し、8 委員会による運営体制を導入している。詳細は以下の表のとおりである。

委員会の名称	委員会の任務
企画委員会	学部・研究科の業務を統括する。
教務委員会	教務に関する業務（カリキュラム、時間割、ゼミ編成、履修申請要領・シラバス、プレゼン大会など）を総括する。
入試委員会	入試および入学者確保に関する業務（キャンパスガイド、高校訪問、知財塾など）を総括する。
広報（HP）委員会	入学者確保に関わる候補（HP）活動を総括する。
就職委員会	学部生・院生の就職に関する業務（ガイダンス、就職面談、履歴書作成指導、企業懇談会、企業訪問など）を総括する。
研究委員会	知的財産専門研究会開催、『知財専門研究』編集、文献保管室図書整備、コミレポ管理、その他研究関連業務を総括する。
国際交流委員会	国際交流（JICA, 研修対応、留学支援、日台交流など）に関する業務を総括する。
自己評価・IR 委員会	授業参観実施、中長期目標に対する自己点検、認証評価対応

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧（P. 117 以降 大阪工業大学大学院学則）
- ・資料 2-18：大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定
- ・資料 4-1：大阪工業大学大学院知的財産研究科教務委員会規定
- ・資料 4-2：大阪工業大学大学院知的財産研究科自己評価・IR 委員会規定

#### 評価の視点 4-2

本学の「職制に関する規定」第 9 条別表第 1 において、研究科長について、その職務を「専門職大学院研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を掌理するとともに、研究科に所属する教育系職員および研究科事務室職員を指揮監督する。」と定め、「専門職大学院研究科長の任命は、学長の意見を聴き、理事長が行う。」と任免についても定めており、本規定に基づいて運用している。知的財産専門職大学院の意思決定機関は研究科委員会であり、教育の企画・設計等における責任は、本研究科委員会が負う。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 4-3：職制に関する規定

#### 評価の視点 4-3

本学では、知的財産専門職大学院と関係する学部として知的財産学部を設置している。

知的財産学部の固有の目的は、大阪工業大学学則第 1 条において、「本大学は、専門学術を教育研究し、深い教養と実践的応用力を身につけ、時代の要請に対応して国際的視野から知的・技術的創造を実現でき、確かな人間力を備え常に向上を心がける、心身ともにたくましい専門的職業人を養成して社会の発展に貢献するとともに、学術と文化の向上をはかることを目的とする。」と定め、また同学則第 3 条の 2、4 項において、「知的財産学部は、健全な人間性、知的能力および国際感覚を有することにより、21 世紀の産業社会において活躍する者にして、知的財産の保護と活用を推進することに貢献できる職業人を養成することを目的とする。」と、その教育研究上の目的も定めている。

この知的財産学部の固有の目的は、評価の視点 1-2 で述べた本学知的財産専門職大学院のそれとは相違している。知的財産学部の固有の目的は、本研究科の固有の目的に比べれば養成すべき人材像の点において専門性がやや薄い位置づけとなっている。言い換えると、学部は知的財産に係る専門的な事項を学びながらも、その知識を一般的な職業人として活用できる者を育てることを主な目的としているのに対し、本研究科は、知的財産に関する高度な専門職業人を育成することを目的としている。このように役割分担は明確である。

また、意思決定機関も知的財産専門職大学院は研究科委員会であり、知的財産学部は教授会となっており、役割分担は明確である。

一方、学部と大学院の連携については、大学院教員が学部授業〔専門系授業の一部、3・4 年次演習（卒業研究含む）等〕も担当し、また学部教員の一部も大学院授業を担当している。前者は、高等教育機関における知的財産教育の一貫性の観点から、学部から大学院へと基礎教育から専門教育、さらにより高度な応用性を身につける高レベルの教育へと段階的に学生を指導育成するための体制であり、後者は本学知的財産専門職大学院に入学する学生が多様（知的財産関連法などの未修者等）で、基礎から指導育成するための体制である。また、知的財産学部を 3 年間で卒業し、大学院に進学する「早期進学制度」も互いの専門教育を知悉している両組織の教員が連携することで可能となる取り組みである。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-1：2022 年度大学院便覧（P. 117 以降 大阪工業大学大学院学則）
- ・資料 4-3：職制に関する規定



- ・資料：大阪工業大学ホームページ 大阪工業大学大学院学則掲載欄  
([http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule\\_gradoit.html](http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule_gradoit.html))
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 大阪工業大学学則掲載欄  
([http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule\\_oit.html](http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/rule_oit.html))

・項目：自己点検・評価と改善活動

評価の視点	
4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。
4-5	外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

#### <現状の説明>

##### 評価の視点 4-4

自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的・継続的に実施している。自己点検・評価のための仕組み・組織体制には、以下のものがある。

- ①学長、学部長、大学院研究科長および各学部・大学院から任命された自己評価・IR 委員（本学大学院教員 1 名、知的財産学部教員 2 名）から組織された大阪工業大学自己評価・IR 委員会
- ②知的財産教育に携わる本研究科並びに知的財産学部にも所属する全教員から組織された大学院・学部合同連絡会議
- ③研究科自己評価・IR 委員会
- ④本研究科並びに知的財産学部にも所属する所定数の教員から組織された企画委員会
- ⑤本研究科並びに知的財産学部にも所属する所定数の教員から組織された教務委員会
- ⑥本研究科にも所属する所定数の教員から組織された研究科委員会

本研究科では、大阪工業大学自己評価・IR 委員会と連携して、研究科の自己評価・IR 委員会において研究科における自己点検・評価を総括し、これを組織的・継続的に実施している。各委員会では、自己点検・評価のため、もしくは自己点検・評価を含む教育上の課題のためにそれぞれの委員会設置目的に対応して適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的・継続的に実施し、その活動を教育研究活動の改善・向上に結びつける仕組みを整備している。具体的には、認証評価に向けた点検・評価報告書の作成と改善のための対応策の作成、教育課程連絡協議会の主催と運営、点検・評価対応策の研究科委員会への上申を、教員による授業参観等の改善活動の実施と併せて、これを自己評価・IR 委員会が行う。自己評価・IR 委員会は活動内容を研究科委員会に報告し、教員への周知を図り、活動内容について学部委員会との調整を行い、実施事項の決議を得る。実施事項については、各委員会の活動事項とともに年度当初に作成する「研究科長方針」に盛り込み、目標を明確にしてその実施に努めている。平成 20 年度（2008 年度）、平成 25 年度（2013 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）には外部認証評価を受審し、その認証結果に基づき、その後の教育研究活動の改善・向上に結びつけた。その際の「認証評価結果」、「認証評価基準」、「自己点検・評価報告書」は、本学知的財産専門職大学院のホームページに公表している。また、評価・基準へのパブリック・コメントについて、学部内意見を取りま

とめ、これを提出した。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 2-18：大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定
- ・資料 4-4：大阪工業大学自己評価・IR 委員会規定
- ・資料 4-2：大阪工業大学大学院知的研究科自己評価・IR 委員会規定
- ・資料 1-4：2022 年度 知的財産専門職大学院研究科長方針
- ・資料 4-5：2018 年度認証評価結果に対する改善報告書の検討結果について  
(2022 年 3 月 30 日付)
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 認証評価、自己点検・評価  
(<http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/ninsyouhyouka.html>)

#### 評価の視点 4-5

本研究科は、平成 30 年度（2018 年度）に開設後 3 度目の外部認証評価を受審し、認証基準に適合しているとの認定を受けた。

しかし、評価結果の報告書においては、修了要件の履修単位数と在学生在が 1 年間に履修登録ができる上限単位数が同じであることから、在籍期間 1 年で特別研究を除き修了要件を満たすことが可能となっており、上限設定の見直しが望まれるとの指摘を受けた。また、各種ハラスメント被害の申立てや救済に関する具体的な手続や基準についての規定が設けられていない点、自己評価委員会をはじめ各種委員会において規定に沿った運用がおこなわれていない点も指摘された。

そこで、2019 年に大阪工業大学大学院学則を改定し、履修上限単位数を「40 単位」から「36 単位」に引き下げた。また、2021 年度の人権侵害防止委員会において、学生からの各種ハラスメントの相談に対し被害の申立てや救済に関する具体的な手続や基準についてのガイドラインを設けた。そのガイドラインおよびフローチャート化したものを HP に掲載し、学生に周知を図ることにより、当該事案発生の際の救済を迅速に行うための体制を整備した。さらに、名称や所掌事項が一部変更となった「知的財産研究科自己評価・IR 委員会」において、履修登録単位数の上限設定やシラバスへの評価方法への明記に関し、自己点検・評価の観点から検討・確認したうえで教務委員会においてこれらの改善を図るなど、規程に沿った活動を行った。

次に、2019 年に専門職大学院設置基準の改正が行われ、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとなった。そのため、同年に「大阪工業大学知的財産研究科教育課程連携協議会規定」を新たに設け、同協議会を設置した。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料：大阪工業大学ホームページ 認証評価、自己点検・評価  
(<http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/ninsyouhyouka.html>)

- ・項目：社会との関係・情報公開

評価の視点	
4-6	教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映する等、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、社会に対し説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会が

正しく理解できるよう取り組んでいること。	
4-8	企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続きでなされ、また資金の授受・管理等が適切に行われていること。

<現状の説明>

評価の視点 4-6

教育課程連携協議会を2019年に設置し、以降毎年度開催している。同協議会の委員は、専門職大学院設置基準および大阪工業大学大学院知的財産研究科教育課程連携協議会規定に基づき、適切に任命している。

各回の協議会において、前年度の教育成果について説明すると共に次年度の教育課程の改定案についての意見取りを行っている。協議会からの意見の教育課程への反映、大学院の運営やその改善・向上において勘案している。

以下に協議会における委員の主な意見及び研究科の回答例を示す。

(2019年)

Q:最新の社会状況にふれられるように、限定的でよいから、理論よりも具体的な事例を学ばせるようにしてほしい。

A:特許庁が経営学者に委託して作成したビジネスケース教材を使用する「事業戦略事例研究Ⅰ」「同Ⅱ」や「開放特許等を活用したビジネスアイデア学生コンテスト」(近畿経済産業局)への参加を前提とした「知的財産事業化演習」がある。

Q:グローバルな視点で戦略を立案できる人が望ましい。

A:日本人学生は英語を勉強したがる。どのようにして英語科目に日本人学生を引き込むか試行錯誤をしているところである。

(2020年)

Q:「知的財産情報検索分析要論」「同特論」について、データベースとはそもそもどのようなものであるかの理解も必要と考える。

A:「インターンシップ」では、企業から実際の調査業務を任される事例が多く、調査スキルを持つ人材が求められているので、「知的財産情報検索分析要論」「同特論」を登録必修にしている。その中で、知財のデータベースの検索や分析の方法を教えている。

Q:イノベーションを起こすことのできる人材の育成が急務である。差別化をしなければ市場で勝ち残ることができない。

A:本学の理系学部の学生に対して、「研究開発と知財」といったテーマで知財教育を進めることを検討している。

(2021年) (学問分野別参照基準の作成について 人材像への意見)

委員①: 1)中小企業としては、知財の重要性を認識しつつ、知財人材を確保できないことが悩みである。2)社会人学生の教育にも注力してほしい。オンライン授業がよい。企業内で受講させる。3)語学力の向上も重要である。

委員②: 1)「オールラウンド知財人材」を育成してほしい。グローバルに活躍できる人には、知識だけではなく感性が必要ではないか。2)DXを始めとした世の中の動きにカリキュラムが遅れないように追従してほしい。

(2022年)

Q:産業動向の変化を踏まえた知財人材の育成が求められる。大学の外部のリソースを取

り込むべきである。学生と多くのマルチステークホルダーの関わりを作る。より多くの人を大学に引き込む。最先端のテーマに関するイベントを定期的を開催する仕掛け作りを行ってはどうか。

A: 関西知財セミナーを開催している。以前は科目として行っていたが、それでは柔軟性を欠くので関西知財セミナーに改めた。外部へ公開するとともに学生の参加も促している。教育課程連携協議会を2019年に設置し、以下の通りこれを開催し、その意見を教育課程に反映する等、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 4-6：大阪工業大学大学院知的財産研究科教育課程連携協議会規定
- ・資料 4-7：大阪工業大学大学院知的財産研究科教育課程連携協議会議事録  
2019年度～2022年度

#### 評価の視点 4-7

本研究科では、組織運営と諸活動の状況について、ホームページやパンフレットによって学内外に広く公表している。また、各学期の授業アンケート等による評価を学内に公表していることは先述したとおりである（評価の視点 2-15 参照）。

本学では、以下の項目について、ホームページを用いて広く学内外に情報公開を行っている。

1. 大学の教育研究上の目的
2. 教育研究上の基本組織
3. 教員組織、各教員が保有する学位及び業績、教員の年齢構成、教職員数
4. 入学者の受入、収容定員、在学者・卒業（修了）者の状況
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
8. 授業料、入学料その他の費用
9. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
10. 国際交流・社会貢献等の概要
11. 事業計画・財務情報
12. 認証評価、自己点検・評価
13. 動物実験およびヒトを対象とする実験に関する情報
14. 博士の学位授与に関する情報

本研究科では、大学全体または大学院個別のホームページにおいて知的財産専門職大学院の組織運営および諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう情報公開を行っている。また、本学知的財産専門職大学院専用のパンフレットにおいても、知的財産専門職大学院の組織運営および諸活動の状況について受験生をはじめ社会が正しく理解できるよう、情報公開を行っている。

具体的には、大学院個別のホームページにおいて、詳細な情報を公開しており、以下のものを含む。

知的財産専門職大学院の説明、知的財産研究科の特徴、同研究科のあしあと（最近のニュース）、教育・研究の欄では教員紹介、院生研究テーマ、研究プロジェクト、カリキュラムの欄ではカリキュラム体系、授業の各領域とその授業科目名およびシラバス、夏期集中講義、授業公開案内、年間スケジュール、就職・弁理士資格の欄では就職実績、主な就職先企業、弁理士試験一部免除、弁理士試験支援プロジェクト等、インターンシップとそ

の派遣実績、国家試験対策、就職サポート、キャンパスライフの欄では国際交流、施設、院生研究室、情報機器利用マニュアル、入学案内等の情報を公開し、加えて多彩な教育プログラム（国際交流・貢献、産学連携）、教育方針・入学者データ・同窓会「知財会」、募集要項（学費・奨学金制度など）等の情報も公開している。

また、本学知的財産専門職大学院専用のパンフレットにおいても上記と同様の情報を公開している。

教育課程連携協議会委員の名簿についても 2022 年に公開した。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 1-3：2023 年度知的財産専門職大学院パンフレット
- ・資料：大阪工業大学ホームページ 情報の公表  
(<http://www.oit.ac.jp/japanese/oit/openinfo/>)
- ・資料：知的財産専門職大学院ホームページ 教育課程連携協議会委員名簿  
(<http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/whatsipm/index.html>)

#### 評価の視点 4—8

本学では、知的財産ポリシー、利益相反ポリシーを定めており、これらは本研究科にも適用されている。当該ポリシーに沿って各教員が協定・契約等を決定・承認し、資金の授受・管理等は適切になされているかについて、学内の独立した機関（研究支援・社会連携センター）において定常的に確認が行われ、その適切な運用が図られている。本学知的財産専門職大学院においても、企業からの委託研究・共同研究等受諾の場合について、学内規定、ポリシーに則り、適切に行われている。

インターンシップに関しては、書式雛形（協定書・覚書・秘密保持誓約書）を設け、企業・特許事務所別に対応し、大学、受け入れ先企業（事務所）間で協定書の調印、交換を行っている。

このほか、独立行政法人・国際協力機構（JICA）や世界知的所有権機関（WIPO）を通じて例年海外から研修員を受け入れており、それぞれ業務委託契約書の締結を行って保管している。

また、台湾の 6 大学（国立雲林科技大学、国立虎雄大学、国立高雄第一科技大学、国立台北科技大学、国立台湾科技大学、私立世新大学）と交流協定書を締結しており、学生、教職員等の交換授受、共同研究等について取り決めを行っている。

外部の団体との連携については、2022 年 4 月 28 日には、大阪工業大学、公益社団法人発明協会、一般社団法人発明推進協会、一般社団法人大阪発明協会とは、教育、研究、知的財産の活用及び社会貢献等の各分野における包括連携協定を締結し、共同のセミナーの開催や講師派遣などの提携業務を行っている。

また、近畿経済産業局、大阪商工会議所、日本知的財産協会、大阪府工業協会、弁理士会（近畿支部）及びりそなグループ・関西未来銀行との間でも、知的財産の最新動向や企業における活用事例などについての共同のセミナーの開催や講師派遣などの提携を行っている。

協定の締結にあたっては、関係委員会で審議し、学長までの学内決裁を経て、これを締結している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・資料 4-8：学校法人常翔学園委託研究取扱規定
- ・資料 4-9：学校法人常翔学園学術指導取扱規定
- ・資料 4-10：学校法人常翔学園奨学寄附金取扱規定
- ・資料 4-11：学校法人常翔学園学外機関共同研究取扱規定
- ・資料：学校法人常翔学園ホームページ 知的財産ポリシー

(<http://www.josho.ac.jp/official/intellectualpolicy.html>)

- ・資料：学校法人常翔学園ホームページ 利益相反ポリシー

(<http://www.josho.ac.jp/official/riekisouhanpolicy.html>)

- ・資料 4-12：知的財産インターンシップに関する協定書(企業用・特許事務所用)
- ・資料 4-13：大阪工業大学、公益社団法人発明協会、一般社団法人発明推進協会、一般社団法人大阪発明協会知的財産との連携協力に関する包括協定書

## 【大項目 4 の現状に対する点検・評価】

### (1) 長所と問題点

自己評価・IR 委員会が中心となり、認証評価に向けた点検・評価の報告書の作成と改善策の立案を行い、研究科委員会での審議を経て、改善策の実施に努めてきた。外部の意見を取り入れるために、教育課程連携協議会を 2019 年に設置し、以降毎年度開催している。協議会からの意見を教育課程へ反映するなど、大学院の運営やその改善・向上に結びつけている。実施事項については、各委員会の活動事項とともに年度当初に作成する「研究科長方針」に盛り込み、目標を明確にしてその実施に努めている。

コロナ禍により、台湾の 6 大学との交流については、従前より行ってきた夏期集中講義における台湾学生の受入れ、春期集中講義における本学学生の派遣を中断しており、その代替として、オンラインによる夏期集中講義を開催している。外部機関との共催セミナーについても、オンライン若しくはハイブリットにより、その実施を持続した。教育課程連携協議会との協議も同様である。

### (2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

専門職大学院では、産業界が求める専門人材の育成が期待されている。協議会メンバーは、企業・知的財産関係団体・官庁からの各界出身者からなり、知的財産専門教育について、最先端で多様な意見を出していただいているところ、教育課程連携協議会を今後も継続して実施し、その意見を教育課程、大学院の運営やその改善・向上に反映していく。

また、グローバル人材の育成に向けて、台湾の 6 大学との交流については、コロナ禍の終焉を見通し、従前より行ってきた夏期集中講義における台湾学生の受入れ、春期集中講義における本学学生の派遣の再開の検討をすすめる。

大阪府工業協会等との共同のセミナーの開催や講師派遣を通じて、産業界における知財の活用についての最新動向を把握し、その FB を通じて不断の改善を進める。実施事項については、年度初めに作成する研究科長方針に盛り込み、各委員会の活動を通じて、その実行を図る。

## 終章

### (1) 自己点検・評価を振り返って

このたびの点検・評価によって、各項目の法令遵守に関する事項については、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。大学基準協会が法令に準じて定める基本的事項についても同様である。

また、各項目についても、現在の教育研究水準を今後とも維持し、さらに向上させていくシステムの構築という点から適切に実施されていることが確認できた。

今後は、この結果に甘んじることなく、不断の改善を実施していく。

### (2) 今後の改善方策、計画等について

研究科では、この度、新たに「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を作成し、教育過程の編成に取り組むこととした。本参照基準は、20年間に及ぶ知的財産分野における専門人材育成の変遷を総括する形で、大学及び大学院において知的財産学を学ぶ者に対する教育課程を編成する際の基準を提供するものである。

この参照基準の目的は、法律、実務、グローバル、ビジネスなどの視点から多面的に知的財産を理解することができる「幅広い専門性」を備え、技術的・非技術的な革新（イノベーション）の促進と経済・社会の発展に貢献することができる知的財産専門人材を育成することにある。学生の意見や社会の意見である教育課程連携協議会の意見を取り入れ、時代の変化に応じた不断の改善に取り組んでいくこととする。